

令和8年度施行

業務説明書（公示用）

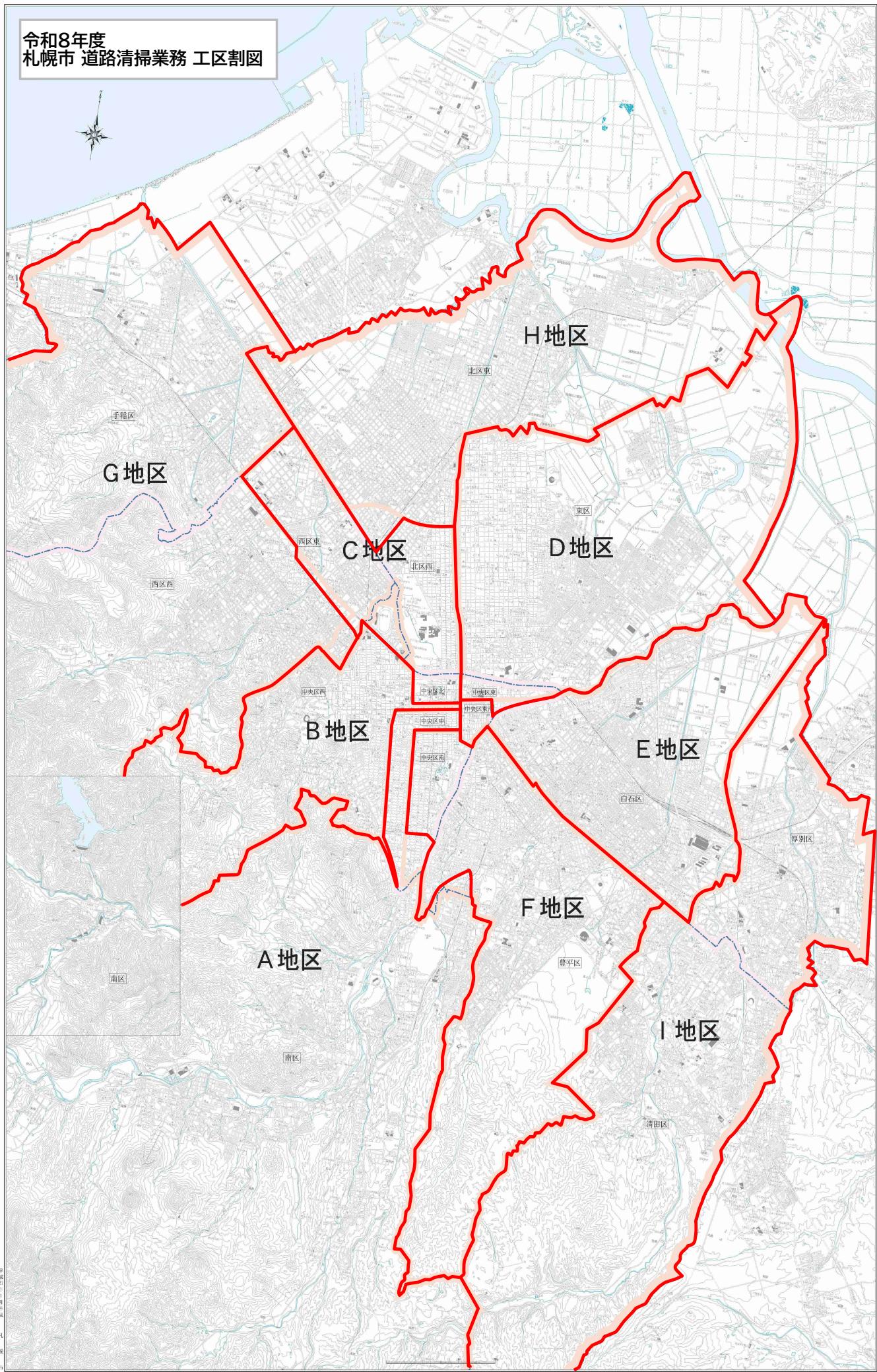
業務名 道路清掃業務 (G地区)

令和7年 12月 単価適用

札幌市建設局土木部

札幌市

令和8年度
札幌市 道路清掃業務 工区割図



令和8年度 札幌市道路清掃業務仕様書

札幌市建設局土木部道路維持課

目 次

第1節 総則	
1. 適用範囲	1
2. 用語の定義	1
3. 安全管理等	1
4. 業務の実施から完了までの事務手続き	1
5. 作業の実施報告等	2
6. 作業実施における留意事項	2
第2節 道路清掃業務(通常期)	
1. 業務内容	4
2. 作業の指示等	4
3. 作業実施要領	4
第3節 道路清掃業務(融雪期)	
1. 業務内容	7
2. 作業の指示等	7
3. 作業実施要領	7
第4節 給水栓取扱要領	
1. 遵守事項	8
2. 給水栓の使用、保守及び点検	8
3. 給水栓所在地	9
第5節 洗浄及び散水基準	9
第6節 その他	
1. 作業対象路線及び作業予定期間	10
2. 写真管理基準	10
3. 道路清掃標準頻度	11
4. 作業日程の変更	11
5. 個人情報の取り扱いについて	12

第1節 総 則

道路清掃業務は、『道路の機能及び美觀の保持並びに沿道環境の保全』を目的として行うものであり、業務委託の実施にあたっては、業務の目的を十分に理解し、効果的かつ適正に業務を遂行するよう努めなければならない。

1 適用範囲

本仕様書は、札幌市建設局土木部道路維持課が発注する道路清掃業務に適用する。

2 用語の定義

- (1) 担当職員とは、業務主任及び副主任である札幌市の職員をいい、業務に関する事務を担任し、受託者との連絡・調整を行う。
- (2) 指示とは、担当職員が受託者に対して業務の方法等を示し、実施させることをいう。
- (3) 報告とは、受託者が担当職員に対して業務上の実績や状況、連絡事項等を知らせることをいい、必要に応じて担当職員との協議を行う。

3 安全管理等

- (1) 作業の従事にあたっては、事故の防止に細心の注意を払い、関連法規の遵守はもとより道路交通法及び道路運送車両法に基づく安全運転管理者及び整備管理者等を配置し、運行管理体制を整えるものとする。
- (2) 業務実施にあたり、関係官庁等に対する必要な諸手続きは、受託者において速やかに行うものとする。
- (3) 業務実施に伴い特別な交通規制等が必要となる場合は、事前に担当職員と協議するものとする。
- (4) 作業実施において自動車事故等が発生したときは、安全確保、負傷者の救助を第一優先とし、適切かつ迅速に対処するものとする。また、遅滞なくその状況を担当職員に連絡し、速やかに事故報告書、事故現場見取図(様式7、7-1)、位置図、状況写真を提出するものとする。

4 業務の実施から完了までの事務手続き

契約締結後における業務実施に伴う事務手続きは、次のとおりとする。

- (1) 業務着手届 (様式1)
- (2) 現場代理人届 (様式2)
 - 1 同届には、当該代理人に係る経歴書を添付すること。 (様式2-1)
 - 2 現場代理人を変更する場合は、現場代理人変更届を提出すること。 (様式2-2)
- (3) 業務日程表 (様式3)
 - 1 同届には、日程表を添付すること。 (様式3-1)
※上記(1)～(3)は着手届と合わせて提出すること。
- (4) 各種届 (様式4)
 - 1 使用車両届 (様式4-1)
 - 2 給水栓使用及び鍵借用申請書 (様式4-2)
 - 3 ごみ重量計量IDカード借用書 (様式4-3)
 - 4 型式証明書
 - 5 道路使用許可証の写し
 - 6 使用車両追加登録・抹消届 (様式4-4)
- (5) 作業路線日程表及び図面

受託者は、業務の作業路線日程表及び図面を、融雪期、通常期の期間毎に作成すること。

※上記(4)、(5)は、契約締結後速やかに提出すること。

- (6) 協議簿 (様式10)
- (7) 完了届 (様式6)
- (8) 写真帳 (第6節 2 写真管理基準による)
- (9) 道路清掃業務作業内訳書 (様式6-1, 6-2)

※上記(7)～(9)は毎月の作業完了とともに、速やかに提出すること。

なお、3月分の完了届は3月末日付け(末日が土日の場合は金曜日付け)で提出すること。

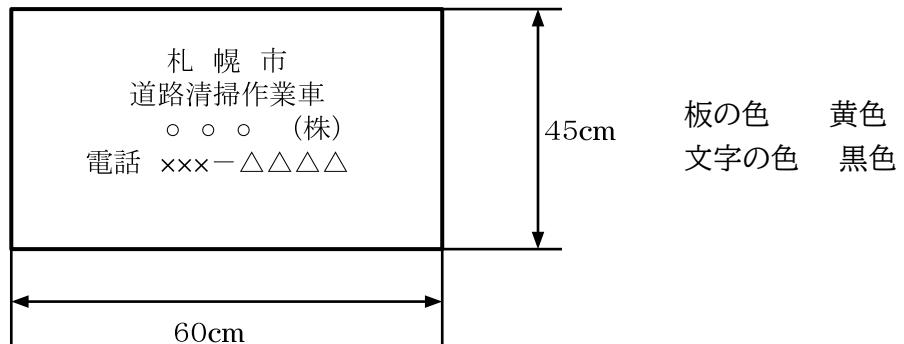
5 作業の実施報告等

- (1) 毎日の作業の実施については、作業終了後、速やかに次の書類により担当職員へ報告を行うものとする。
 - 1 道路清掃業務作業日報 (様式5)
 - 2 道路清掃業務作業路線内訳書 (様式5-1, 5-2, 5-3)
 - 3 清掃作業に使用した車両のタコグラフチャート紙
 - 4 収集土砂等の計量証明書
 - 5 汚泥の中間処理・最終処分施設への搬入状況写真
 - 6 産業廃棄物管理票(マニフェスト)および汚泥処理報告書 (様式11)
 - 7 下水道高度処理水使用実績表の報告 (様式8)
 - 8 産業廃棄物収集運搬業許可証及び許可車両一覧表の写し
 - 9 産業廃棄物処分業許可証の写し

- (2) 担当職員の指示により臨時で清掃する場合は、路面清掃作業(緊急)として計上し、上記(1)によるほか、写真(作業前・作業中・作業後)により担当職員へ報告を行うものとする。

6 作業実施における留意事項

- (1) 受託者は、作業着手前に所轄警察署に道路使用許可申請を行い、許可を受けてから作業を実施するものとする。なお、許可書受理時、および許可期間の更新の際には、直ちに許可書の写しを担当職員に提出すること。
- (2) 受託者は、気象状況及び作業路線の路面状況を把握し、効果的な清掃業務を行うものとする。
- (3) 作業日が雨天の場合は、路面状況により路面清掃作業等を中止又は一時中止するものとする。
- (4) 受託者は、作業の実施にあたり問題等が生じた場合は、担当職員と協議のうえ、その指示により作業を行うものとする。
- (5) 作業の実施については、交通法規はもとより関係法規を遵守するとともに、運転操作に過信のないよう十分注意を払うものとする。特に小中学校の通学時間帯や朝のラッシュ時間帯は、作業を一時中止するなどの柔軟な対応を図ること。
- (6) 札幌市内中心部である中央区北5条～南6条・西11丁目～東3丁目の地域は、交通渋滞を避けるため、午前5時から午前7時を目処に作業を行うものとする。
- (7) 道路清掃作業車両には、走行速度・走行距離が確認できるタコメーターを装着するものとする。
- (8) 道路清掃作業車両のうち、スイーパー車・洗浄車(散水車)については、公安委員会による道路維持作業用自動車の指定を受け、回転灯(黄色)を装着する。また、作業においてはこれを点灯し、通行人及び通行車両等に作業中であることを周知するものとする。
- (9) 道路清掃作業車両には、次に示す看板を装着するものとする。



- (10) 収集した土砂及び粗芥等は、札幌市の処理施設(処分場及び破碎工場)に搬入するものとし、汚泥については産業廃棄物として取り扱い、契約書に定める中間処理施設で中間処理し、最終処分施設へ搬入するものとする。また、従事する運搬車両には、周囲から視認しやすい位置へ下記の文言を明示することとする。



- (11) 札幌市の処理施設へ土砂等を搬入する際は、「ごみ重量計量IDカード」を使用すること。
- (12) 作業路線が工事中の場合は、当該工事が完了するまで作業は中止すること。(作業路線内訳書の備考欄に「工事中」と記載し、その分の距離を控除すること。)また、工事の完了により作業路線の清掃延長に変更がある場合は、速やかに担当職員に報告し、その指示により作業を行うこととする。
- (13) いかなる場合であっても私有地に進入し、駐車及び方向転換をしてはならない。
- (14) 作業従事者は、作業に適した服装で従事し、必要に応じてヘルメットを着用すること。
- (15) 受託者は、市民に対し常に親切・丁寧に接することとし、誤解や不審を招くことのないよう作業従事者に徹底させること。
- (16) 受託者は、排気ガス等による環境負荷の低減を図るため、効率的な作業路線日程表を作成し作業を実施すること。また、札幌市策定の環境方針を十分理解、尊重し、使用する全車両が一定時間停車する場合には、アイドリングストップを励行する等、排気ガスによる環境負荷の低減に努めるよう作業従事者に徹底させること。
- (17) 受託者は、作業着手前に清掃作業を実施するために必要な手順等について作業計画書を作成して担当職員へ提出すること。また、受託者は、作業計画書を遵守し作業を実施すること。なお、作業計画書を作成するにあたり、次の事項を記載すること。
- ・作業概要・計画工程表・現場組織表・使用車両・作業方法・作業管理計画
 - ・緊急時の体制及び対応・安全管理・交通管理・環境対策・その他

第2節 道路清掃業務(通常期)

1 業務内容

通常期の道路清掃業務(5月～11月)は、主に縁石で歩車道区分されている道路に対し、交通量・汚れ度合い・人家連たん状況等を勘案し選定した路線について、車道路面を主体とした道路清掃を行うものであり、以下の項目に区分する。

項目	機材等	規格	人員	作業内容
路面清掃作業	スイーパー車	ホッパ2.5～3.1m ³	2名	スイーパー車で土砂等を収集し、ダンプ車で運搬する
	ダンプ車	4t	1名	
洗浄作業	洗浄車	5.3t以上	2名	微粉塵を路肩に寄せる
人力作業	作業車	1.5tトラック	1名	スイーパー車で処理できない土砂等及び粗芥を収集する
	作業員		1名	
増強作業	ダンプ車	4t	1名	秋の落ち葉清掃を行う
	作業員		2名	
樹清掃作業 (雨水樹 [1型、2型])	側溝清掃車	プロア式4.5～5.0m ³	2名	道路雨水樹の清掃を行う
	交通誘導警備員	交通誘導警備員A	1名	
樹清掃作業 (橋梁付属樹 [直管、曲管])	側溝清掃車	プロア式4.5～5.0m ³	2名	土砂詰まりした橋梁付属樹 [直管、曲管]の清掃を行う 誘導警備員は桁下の監視員 を含む
	排水管清掃車	ジェット式5300～ 5800ℓ	2名	
	交通誘導警備員	交通誘導警備員A	1名	
土砂等 運搬作業	ダンプ車	4t	1名	収集した土砂等が多量の場 合に増車して対応する
		8t	1名	
		10t	1名	

※ 使用機材の規格は上表と同等以上のものを基本とするが、調達できない場合は担当職員と協議のうえ決定すること。また、各作業については上表の標準人員を下まわらないよう適切な配置を行うこと。

※ 7月および8月のBCD線における洗浄作業は実施しないこととする。

2 作業の指示等

- (1) 通常期の作業日(樹清掃作業を除く)は、施行期間のうち土日・祝日・お盆休暇(8月10日～14日)、および5月～10月の第5週(第5週とは当該月の29日以降の日を指す)を除くものとし、作業時間は概ね午前5時から午後4時とする。なお、これにより難い場合は、担当職員と協議するものとする。
- (2) 樹清掃工は6～8月に実施するものとする。(土日・祝日を除く第5週を含む。)
- (3) 作業路線で特に清掃の困難な箇所については、取り残しに注意し作業を行うものとする。
- (4) 作業にあたっては、適切な交通誘導を行い、歩行者及び通行車両等に十分注意を払うなど事故防止に努めるものとする。

3 作業実施要領

清掃作業は、上記1の使用車両及び人員構成により行い、実施方法は以下のとおりとする。

また、現場代理人は気象状況及び路面状況を把握し、作業開始及び中止の判断、作業の指示・状

況・終了等の確認を行うとともに、担当職員との連絡調整を行うものとする。

(1) スイパー車の作業(通常期)

- 1 路肩に堆積した土砂等を収集し、ダンプ車に積込む作業を行う。
- 2 作業速度は路面の汚れに応じた速度(最高15km/hr)とし、土砂等の取り残しがないようガッターブラシの角度を適切に調整するものとする。
- 3 ガッターブラシは路面状況に応じた太さのブラシを使用するものとする。
- 4 埃止め散水の散水量は清掃に適する水量とする。
- 5 ダンプ車への積込は適切な場所で行い、交通誘導警備員及び安全施設を配置すること。

(2) 洗浄車の作業(通常期)

- 1 スイパー車による清掃後の微粉塵を洗浄水により車道路肩に寄せる作業を行う。なお、作業速度は25 km/hr以下とする。
- 2 洗浄幅及び水量は、路面状況に合せ調整するものとする。
- 3 車道の横断勾配により洗浄が困難となる路線は、洗浄作業を行わないものとする。
- 4 洗浄車への給水は、札幌市の給水栓から行うものとし、「第4節 紙水栓取扱要領」を遵守すること。
- 5 洗浄作業は、上記のほか「第5節 洗浄及び散水基準」により行うものとする。

(3) 人力作業(通常期)

- 1 スイパー車で処理できない部分の車道清掃、歩車道にある粗芥の収集及び軽微な歩道清掃を行う。
- 2 人力作業は、スイパー車に先行し連携を取って行うことを基本とする。
- 3 歩道上の土砂等を車道側へ掃き出した場合は、長時間放置することなく、速やかに処理を行うこと。
- 4 収集した粗芥は、自社購入による透明又は半透明の袋に入れ飛散しないよう注意する。スイパー車が収集した土砂と混合しないこと。

(4) 増強作業

- 1 秋(10月下旬～11月下旬)に道路上に飛散する落葉の清掃を行う。ただし、上記(3)の人力作業に追加して行うものとする。
- 2 増強作業は、清掃路線にある落葉の飛散状態により、スイパー車の作業に支障をきたす等、落葉清掃が別途必要と判断される場合に行うものとし、担当職員と協議のうえ、その指示により作業を開始すること。
- 3 現場代理人は清掃路線にある街路樹等の生育状態を常に観察し、当日の清掃路線以外においても必要に応じて作業を行うものとする。

(5) 槵清掃作業(雨水桝[1型、2型])

- 1 清掃を行う桝は、担当職員が指定する路線の中で各社が候補選定を行い、位置図・写真(土砂溜まり・詰まり状況)等の資料を基に担当職員と協議を行った上、路線単位で決定する。
- 2 桝清掃の際には、前後の道路状況を考慮した、適切な交通規制および誘導を行うとともに、飛散する洗浄水が通行人等にかかるないように配慮すること。
- 3 作業中に、雨水桝等が損傷していることが確認された場合は、状況を整理した上で、担当職員に速やかに報告すること。また、受託者の責によるものと認められた場合は、速やかに補修すること。
- 4 作業において発生した汚泥は、産業廃棄物として取り扱うものとし、産業廃棄物収集運搬 許可車両により、契約書に定める中間処理施設へ搬入するものとする。

(6) 槵清掃作業(橋梁付属桝[直管、曲管])

- 1 土砂詰まり等により、排水機能が損なわれている橋梁付属枠の清掃を行う。
- 2 清掃を行う枠は、土砂詰まりの状況等を確認した上で、各社が候補選定を行い、位置図・写真（橋面の状況、土砂詰まり状況、排水管の状況、枠下の状況、直管か曲管かどうか）等の資料を基に、担当職員と協議を行った上で決定する。なお、候補選定は基本的に清掃対象路線上の枠で行うものとするが、清掃対象路線以外にも枠詰まりが確認された場合は、担当職員と協議を行い、清掃対象とするか決定する。
- 3 枠清掃の際には、前後の道路状況を考慮した、適切な交通規制および誘導を行うとともに、枠下にも監視員を配置し、排水管から飛散する洗浄水が通行人等にかかるないように配慮すること。
- 4 作業中に、排水管等を損傷させた場合は、状況を整理した上で、担当職員に速やかに報告すること。また、受託者の責によるものと認められた場合は、速やかに補修すること。
- 5 作業において発生した汚泥は、産業廃棄物として取り扱うものとし、産業廃棄物収集運搬許可車両により、契約書に定める中間処理施設へ搬入するものとする。
- 6 橋梁付属枠の枠清掃作業は、枠の土砂詰まり清掃に加え、排水管清掃車による排水管内の土砂詰まり清掃を行う。
- 7 排水管内の土砂詰まり清掃を行う際は、排水管から排出される土砂の処理を適切に行うこと。

(7) ダンプ車の作業

- 1 機械及び人力で収集した土砂等を処理施設へ運搬する作業を行う。また、運搬の際に土砂等が飛散することがないよう、飛散防止措置を講ずること。
- 2 路面清掃作業等に使用するダンプ車を増車して土砂等を運搬する必要が生じた場合は、土砂等運搬作業として対応することができる。
- 3 土砂等運搬作業の日々の時間は10分単位とし、月毎の合計で時間単位(分以下切捨)とする。

(8) 汚泥処理

- 1 枠清掃(雨水枠、橋梁付属枠)、路面清掃作業等において収集した汚泥の中間処理及び最終処分を行う。
- 2 中間処理予定数量は契約書に示すとおりである。
- 3 収集した汚泥については、札幌市が交付する産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、中間処理及び最終処分の確認を行う。
- 4 毎月の業務完了後、速やかに完了届とともに、汚泥処理報告書(様式11)、マニフェスト、計量伝票等を提出すること。
- 5 産業廃棄物として処理を行う場合は、産業廃棄物収集運搬許可車両により、契約書に定める中間処理施設へ搬入するものとする。なお、運搬に係る適用作業単価は土砂等運搬作業の規格を準用する。
- 6 路面清掃作業等において、汚泥性状を有する土砂を多量に発見した場合は、当該土砂の収集運搬作業を中止し、産業廃棄物として処理を行うものとする。
- 7 業務の履行期間までに最終処分が完了しない場合、中間処理施設への搬入を確認したことをもって、業務の完了とみなすこととする。ただし、最終処分が完了次第、遅滞なくマニフェストE票を提出すること。

第3節 道路清掃業務(融雪期)

1 業務内容

融雪期の道路清掃業務(3月～4月)は、主に道路上に堆積した融雪後の土砂の飛散を防止するため道路清掃を行うものであり、以下の項目に区分する。

項目	機材等	規格	人員	作業内容
路面清掃作業	スイーパー車	ホッパ2.5～3.1m ³	2名	スイーパー車で土砂等を収集し、ダンプ車で運搬する
	ダンプ車	8t	1名	
洗浄作業	洗浄車	5.3t以上	2名	微粉塵を路肩に寄せる
人力作業	作業車	1.5tトラック	1名	スイーパー車で処理できない土砂等及び粗芥を収集する
	作業員		2名	
散水作業	散水車	3.8t	1名	スイーパー車に先行し埃止めを行う
歩道清掃作業	ダンプ車	4t	1名	融雪後の歩道清掃を行う
	作業員		(8名)	
土砂等運搬作業	ダンプ車	4t	1名	収集した土砂等が多量の場合に増車対応できる
		8t	1名	
		10t	1名	

※ 使用機材の規格は上表と同等以上のものとする。また、各作業については上表の標準人員を下まわらないよう適切な配置を行うこと。

2 作業の指示等

融雪期の作業日は、施行期間のうち土日・祝日、および3月～4月の第5週(第5週とは当該月の29日以降の日を指す)を除くものとし、その他の事項は「第2節 道路清掃業務(通常期)」と同じとする。

3 作業実施要領

清掃作業は、上記1の使用車両及び人員構成により行い、実施方法は「第2節 道路清掃業務(通常期)」に記載のあるほか、次による。

(1) 散水作業

- 路面清掃作業による粉塵の飛散を防止するため、スイーパー車に先行して散水を行う。
- 散水作業は、スイーパー車と連携を取って行うことを基本とする。
- 現場代理人は、土砂量その他路面状況等により散水作業の中止を判断するものとする。

(2) 歩道清掃作業

- 融雪後に歩道上に堆積した土砂等を車道側に掃き出し(スイーパー車による収集)、又は歩道上の土砂等を直接ダンプ車へ積込む作業を行う。ただし、人力作業に追加して行うものとする。
- 車道側に掃き出した土砂等は、長時間放置することなく、速やかに処理すること。
- 歩道清掃作業は、4月上旬に作業を開始するものとする。なお、雪解けの遅れ等、やむを得ない事情がある場合には、担当職員と協議を行うこと。

第4節 給水栓取扱要領

1 遵守事項

- 札幌市の給水栓を使用するにあたり、以下の項目を遵守すること。
- (1) 給水栓使用及び鍵借用申請書(様式4-2)を提出し、鍵の貸与を受けること。
 - (2) 地下埋設型給水栓の使用、保守及び点検は、2に記載のとおりに行うものとする。なお、現場代理人は、冬期間など給水栓の使用を休止する場合、水抜きを確認するとともに、閉栓後、速やかに担当職員へ報告すること。
 - (3) 創成川水処理センターの給水栓を使用する場合は、高度処理水使用計画書(様式9)を提出するものとする。
 - (4) 創成川水処理センターの給水栓の使用時間は、午前9時から午後4時までとし、センターにおいて給水栓の開閉を行うものとする。なお、設備の定期点検等に伴う断水により、使用できない場合があるので留意すること。
 - (5) 給水作業中は歩行者等の転落または転倒等の事故を防止するため、安全施設(カラーコーン等)を設置するものとする。また、通行車両等の交通誘導等安全対策を行うこと。
 - (6) 環境への配慮、騒音及び振動防止のため、エンジンを停止させて給水するものとする。

2 給水栓の使用、保守及び点検

受託者は、地下埋設型給水栓の使用、保守及び点検を次のように実施し、異常が発見された場合は、直ちに担当職員に報告するものとする。

(1) 給水栓の使用

- 1 給水作業は、給水栓にあるバルブの開閉により行う。また、給水栓使用後は盗水防止等のため必ずキャップをすること。
- 2 給水栓の水抜きは、水道メーターBOX内にある水道メーターより下流側のバルブを閉栓した後、そのバルブより下流側の水抜き用バルブ及び給水栓にあるバルブを開栓することにより行う。なお、他のバルブは開栓された状態とする。(バルブの閉栓は1箇所のみ)
- 3 休止している給水栓を使用開始する場合は、水抜き用バルブ及び給水栓にあるバルブを閉栓した後、水道メーターBOX内にある水道メーターより下流側のバルブを開栓することにより行う。

(2) 給水栓の保守・点検

- 1 バルブ及び蓋(給水栓、メーターBOX)の開閉について、使用の都度点検を行う。
- 2 給水管・バルブ等の漏水について、使用の都度点検を行う。
- 3 冬期間は給水栓の使用を休止するため、水抜き作業は11月以降を中途に速やかに実施する。

3 給水栓所在地

(1) 地下埋設型:26箇所(給水口 ○蓋型19箇所・■蓋型7箇所)

番号	所在地	年・型
中1	北2条東12丁目	H3 ·○
中2	北2条西16丁目	H2 ·○
中3	北1条西9丁目	H3 ·○
中4	南17条西14丁目	H3 ·○
中5	北4条東3丁目	S63 ·○
中6	南7条西8丁目	S63 ·○
中7	南7条西18丁目	H3 ·○
中8	南11条西16丁目	S63 ·○
北1	北26条西6丁目	S58 ·■
北2	篠路3条5丁目	S62 ·○
北3	新琴似2条8丁目	S55 ·■
東1	北20条東5丁目	H2 ·○
東2	北16条東19丁目	S52 ·○

番号	所在地	年・型
白1	川下3条4丁目	S54 ·■
白2	東札幌6条2丁目	S52 ·○
白3	本通19丁目北	H1 ·○
厚1	もみじ台南1丁目	S53 ·■
豊1	美園9条8丁目	S52 ·○
豊2	美園6条1丁目	S60 ·■
豊3	西岡4条13丁目	S55 ·■
清1	清田1条2丁目	S63 ·○
南1	真駒内泉町1丁目	H3 ·○
南2	定山渓温泉西2丁目	H2 ·○
西1	発寒4条2丁目	H2 ·○
西2	西野4条9丁目	H1 ·○
手1	前田1条11丁目	S54 ·■

(2) 地上型:1箇所(創成川水処理センター)

番号	所在地	年・型
下水	麻生町8丁目	H17・地上

第5節 洗浄及び散水基準

道路清掃業務における洗浄及び散水作業は、気象状況により路面凍結のおそれがあることに留意し、下記の基準により行うものとする。

- (1) 当日の気温がマイナス気温となることが予想される場合には、洗浄車及び散水車は使用しないこと。ただし、気温が上昇した場合については通常作業とする。
- (2) 作業中の気温がプラス気温であっても、気象状況の変化により凍結のおそれがある場合は洗浄車及び散水車は使用しないものとする。
- (3) 道路清掃業務(通常期)における洗浄作業は、原則10月末日までとする。
- (4) 7・8月に実施するBCD線については洗浄作業を行わないこととする。

第6節 その他の

1 作業対象路線及び作業予定期間

業務	項目	対象路線	予定期間
道路清掃業務 (通常期)	路面清掃作業	B線～F線	5月上旬～11月下旬
	人力作業		
	雨水樹清掃(1型、2型)		6月上旬～8月下旬
	橋梁付属樹清掃(直管、曲管)		
	洗浄作業		5月上旬～10月下旬
道路清掃業務 (融雪期)	増強作業		10月下旬～11月下旬
	路面清掃作業	B線～E線	
	洗浄作業		3月中旬～4月下旬
	人力作業		
	散水作業		
	歩道清掃作業	B線・C線	4月上旬～4月下旬

※ 道路清掃業務の対象路線(路線図及び区間延長)は設計図書による

※ F線については監督員の指示等により実施するものとする

2 写真管理基準

作業項目	月当たり撮影基準	
	撮影項目	枚数
路面清掃作業	作業前・後 [2枚／組]	12組
	作業中	適宜
歩道清掃作業 増強作業	作業前・中・後 [3枚／組]	3組以上
	全景 作業前・中・後	1日1箇所以上
雨水樹清掃作業	橋名板 全景	1橋あたり1ヶ所
	作業前・中・後	
汚泥処理	収集・搬入状況	適宜

※ 作業前・中・後は、1路線(箇所)毎に同じ位置から各1枚撮影すること。

※ 撮影路線は各ランクより特徴的な路線を選定し、月ごとに別路線とすること。

※ 路面清掃作業中の写真は各機種・作業ごと(人力、散水、スイーパー、洗浄、ダンプ積込・分別・搬入等)に各1枚程度提出すること。

※ 汚泥運搬作業は、その都度状況写真を撮影し提出すること。

※ 作業の写真のほかミーティング(毎月)や安全大会等の写真も添付すること。

※ 写真には撮影月日を入れ、路線名・頻度・場所等がわかるように写真帳に整理すること。

※ 写真帳は、ファイル綴じしたもの(電子データで整理したものをカラー出力したものも可)を、完了時に1部提出すること。

3 道路清掃標準頻度

ランク	通常期	融雪期		
		3月中旬～下旬	4月上旬～中旬	4月中旬～下旬
B 線	週1回 ※1	週1回	週2回	週1回
C 線	週1回 ※1	週1回	週2回	週1回
D 線	2週1回 ※1	—	2週1回	2週1回
E 線	年3回	—	4週1回	4週1回
F 線	状況に応じて対応			

※1 6～8月の清掃頻度は、通常期の半分とする。

※ 上表は標準頻度であり、実施における具体的な頻度は担当職員の指示によることとする。

※ E線の清掃は、通常期においては年3回とする。

※ F線の清掃は、担当職員の指示により行うこととする。

4 作業の振替について

【雨天時の作業日の振替】

雨天等で作業を中止したときは、下記のとおり作業日を変更することができる。また、6～8月は雨天のほか、祝日、お盆休暇の当日路線を下記のとおり変更することができる。

<融雪期・通常期(4月、5月、9月～11月)>

ランク	変更期限	備考
B 線	変更なし	
C 線	変更なし	
D 線	5日以内	
E 線	10日以内	左記日数は土日等を除く作業日とする
F 線	10日以内	

<通常期(6～8月)>

ランク	変更期限	備考
B 線	5日以内	
C 線	5日以内	
D 線	10日以内	左記日数は土日等を除く作業日とする
E 線	10日以内	
F 線	10日以内	

※ 雨天又は休日が連続する場合等は、別途担当職員と協議すること。

【路線の入替】

道路清掃の効率化を目的とし、清掃路線の入替をすることができる。基本的には、受託者の判断により入れ替える路線を決定することとするが、清掃路線の入替を行った場合は別添「様式12,13」にて毎月報告すること(該当のない場合は提出不要)。清掃の増工時には清掃前、減工時には現況の写真を撮影すること。ただし、洗浄作業の増減時については写真不要とする。数量の大幅な増減が見込まれる場合は事前に担当職員と協議すること。

5 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別記特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合が特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

以 上

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第6条 受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

2 受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

3 委託者が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 委託者が第1項及び第2項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。

- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報について、業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受託者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわ

らず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

- 第15条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

- 第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの 欄にチェックをしてください。

個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出

契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

基本方針等に記載がある(該当する場合は 欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。該当する 欄にチェック

従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			誓約書を徴した

上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の 欄にチェックしてください。

(2) 従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業者から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの 欄にチェックをしてください。

秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出

従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの 欄にチェックをしてください。施錠装置がない場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称

施錠装置 有り 無し
その他 ()

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの 欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

取り扱うことができる従業者を定めている。

セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。

施錠できる耐火金庫等に保管している。

電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。

その他

具体的な策を以下にご記入ください。

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

(連絡責任者)

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、 欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。

複数人で持ち運ぶこととしている。

他の盗難及び紛失対策を実施している。

対策を以下にご記入ください。

【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所

会社名

代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。	
(1) 従業者の指定等（変更なし・変更あり）	
(2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり）	
(3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり）	
(4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり）	
○（発生した場合）事件・事故の状況：	
(5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり）	
○（実績ある場合）概要：	
(6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	

令和8年度
札幌市道路清掃業務仕様書
【様式集】

札幌市建設局土木部道路維持課

目次

(様式1)	業務着手届	1
(様式2)	現場代理人届	2
(様式2-1)	経歴書	3
(様式2-2)	現場代理人変更届	4
(様式3)	業務日程表	5
(様式3-1)	日程表	6
(様式4)	その他各種届	7
(様式4-1)	使用車両届	8
(様式4-2)	給水栓使用及び鍵借用申請書	9
(様式4-3)	ごみ重量計量IDカード借用書	10
(様式4-4)	使用車両追加登録・抹消届	11
(様式5)	道路清掃業務作業日報	12
(様式5-1)	道路清掃業務作業路線内訳書(1)	13
(様式5-2)	道路清掃業務作業路線内訳書(2)	14
(様式5-3)	道路清掃業務作業路線内訳書(3)	15
(様式6)	完了届	16
(様式6-1)	道路清掃業務(融雪期)作業内訳書	17
(様式6-2)	道路清掃業務(通常期)作業内訳書	18
(様式7)	事故報告書	19
(様式7-1)	事故現場見取図	21
(様式8)	高度処理水使用実績表	22
(様式9)	高度処理水使用計画書	23
(様式10)	協議簿	24
(様式11)	汚泥処理報告書	25
(様式12)	路線入れ替え報告書	26
(様式13)	路線入れ替え報告書(写真)	27

(様式1)

課長	係長	係

業務着手届

令和 年 月 日

札幌市長 様

住 所

受託者 会社名

代表者 氏名

印

業務名 道路清掃業務 (地区)

上記業務は、令和 年 月 日着手したのでお届けします。

上記業務着手を認める。

業務主任 技術職員 印

※ 提出期限 着手日と同日

現 場 代 理 人 届

令和 年 月 日

札幌市長 様

住 所

受託者 会社名

代表者 氏名

印

業務名 道路清掃業務 (地区)

上記業務に係る現場代理人を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

区分	氏名	備考
現場代理人		

妥当と認める。

業務主任 技術職員

印

経歴書

現住所

氏名

生年月日

生

最終学歴・職歴・法令による免許資格

年 月

年 月

年 月

最近の主要道路清掃業務の経歴

年 月

年 月

年 月

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏名

印

課長	係長	係

現場代理人変更届

令和 年 月 日

札幌市長 様

住 所

受託者 会社名

代表者 氏名

印

業務名 道路清掃業務 (地区)

上記業務に係る現場代理人を次のとおり変更したので、別紙経歴書を添えて通知します。

区分	氏名	備考
新現場代理人		
旧現場代理人		

妥当と認める。

業務主任 技術職員 印

※ 様式2-1の経歴書を添付すること。

業務日程表

令和 年 月 日

札幌市長 様

住 所

受託者 会社名

代表者 氏名

印

下記業務について、別紙日程をもって履行したいので、承認してくださるよう
お願いします。

記

1. 業務名 道路清掃業務(地区)

2. 履行期間 着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

妥当と認める。

業務主任 技術職員 印

(様式3-1)

日 程 表

令和 年 月 日

そ の 他 各 種 届

札幌市長 様

住 所

受託者 会社名

代表者 氏名

印

令和 年度 道路清掃業務(地区)に係る、下記届けを
別紙によりお届けいたします。

記

- 1) 使用車両届
- 2) 給水栓使用及び鍵借用申請書
- 3) ごみ重量計量IDカード借用書
- 4) 型式証明書
- 5) 道路使用許可証の写し

(様式4-1)

使 用 車 両 届

※ 車検証の写しを添付すること。ただし自社保有車両台数等の報告で提出してある車検証は不要とする。また、車両を借り受ける場合は賃貸契約書の写しを添付すること。

令和 年 月 日

札幌市長

様

住所

申請者

氏名

印

給水栓使用及び鍵借用申請書

令和 年度 道路清掃業務(地区)受託に伴い、貴市給水栓の使用及び当該
給水栓の鍵を借用いたしたく、下記のとおり申請いたします。

記

1 期 間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 使用給水栓

No.	区(番号)	給水栓所在地	No.	区(番号)	給水栓所在地

3 給水栓の借用鍵個数 個

以下は札幌市で記入

鍵貸与許可証

下記番号の鍵を貸与する。

1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ 5. _____

6. _____ 7. _____ 8. _____ 9. _____ 10. _____

11. _____ 12. _____ 13. _____ 14. _____ 15. _____

※ 本様式の写しを別に1部提出のこと。

令和 年 月 日

札幌市長 様

住 所

受託者 会社名

代表者 氏名

印

ごみ重量計量IDカード借用書

令和 年度 道路清掃業務(地区)受託に伴い、道路芥搬入に使用するため下記のとおりごみ重量計量IDカードを借用いたします。

1 期 間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 ごみ重量計量IDカードの借用枚数

枚

令和 年 月 日

使 用 車 両 追 加 登 錄・抹 消 届

札幌市長 様

住 所

受託者 氏 名

又は名称

印

令和 年度 道路清掃業務(地区)の履行に際し、使用車両を下記の
とおり追加登録・抹消いたします。

記

1 車 両

登録番号	メーカー	車 種	年式	積載量	車検期間	所有区分	備 考

※ 車検証の写しを添付すること。また、車両を借り受ける場合は賃貸契約書の写しを添付すること。

(様式5)

確認欄

令和 年度
道 路 清 掃 業 務 作 業 日 報

工区名[]

会 社 名

現場代理人

印

令和 年 月 日		曜日 天候		作業時間		(時 分～ 時 分)		
作業名	セット数 台数	実施数量	累計	収集運搬土砂量(t)				
路面清掃作業(通常)		km	km	路面 清掃	処理場	収集量	累計量	
洗浄作業(通常)		km	km		山口			
人力作業(通常)		km	km		駒岡			
増強作業		hr	hr		発寒			
雨水枠清掃(1型)		箇所	箇所	計				
雨水枠清掃(2型)		箇所	箇所	歩道 清掃	山口			
橋梁付属枠清掃(直管)		箇所	箇所					
橋梁付属枠清掃(曲管)		箇所	箇所		計			
路面清掃作業(融雪)		km	km		合 計			
洗浄作業(融雪)		km	km	使用水量(t)				
人力作業(融雪)		km	km	作業種別	使用量	累計量		
散水作業		km	km	散水用				
路面清掃作業(緊急)		hr	hr	洗浄用				
歩道清掃作業		km	km	枠清掃用				
土砂等運搬作業4t		hr	hr	合 計				
土砂等運搬作業8t		hr	hr	特記事項				
土砂等運搬作業10t		hr	hr					
汚泥中間処理搬入量		t	t					
ごみ搬入伝票(ダンプ車登録No記入)			汚泥中間処理搬入伝票(搬入車登録No記入)					

(様式5-1)

道路清掃業務作業路線內訂書（1）

工区名〔

〕 令和 年 月 日

【单位:km】

※ 作業別の実施距離は小計(頻度ごと)と合計を記載すること。

(様式5-2)

道路清掃業務作業路線內訳書（2）

工区名〔

〕 令和 年 月 日

【单位:km】

※ 作業別の実施距離は小計(頻度ごと)と合計を記載すること。

(様式5-3)

道路清掃業務作業路線内訳書（3）

工区名〔

〕 令和 年 月 日

土砂等運搬作業				
使用台数		台		備 考
	開始時間	終了時間	稼動時間	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計				

※ 1 1車当りの稼動時間は10分単位(10分以下は切捨てる)とし、会社と現場の回送時間(20分)と昼休み時間を控除すること。

※ 2 月の集計は時間単位(分以下は切捨てる)とする。

完 了 届 (月 分)

令和 年 月 日

札幌市長 様

住 所
受託者 会社名
代表者氏名

印

名 称 道路清掃業務(地区)

上記役務は、令和 年 月 日に別紙のとおり完了したのでお届けします。

(なお、完了した役務の内容は、作業日報等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。
送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

(以下、札幌市使用欄)

受付	令和 年 月 日	完了を確認した職員	業務主任 技術職員	印
----	----------	-----------	-----------	---

課長	係長	係

上記のとおり完了届の提出があるので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職・氏名 技術職員

立会人 職・氏名 技術職員

道路清掃業務(融雪期)作業内訳書

(様式6-1)

工区名 ()

令和 年 月分

業者名

日付	路面清掃 (融雪) km	洗浄作業 (融雪) km	人力作業 (融雪) km	散水 作業 km	歩道清掃 作業 km	路面清掃 (緊急) hr	土砂等運搬作業 hr			kmあたり単価 円
							4t	8t	10t	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
計	-	-	-	-	-	0:00	0:00	0:00	0:00	
再計										
金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
						当月分合計	円	累計金額	円	

※1 増強作業、路面清掃(緊急)及び土砂等運搬作業の日々の時間は10分単位とし、再計で時間単位(分以下切り捨てる)とする。

※2 累計金額は合計金額の累計である。

※3 毎月の請求金額は、各工種の単価×実施数量の金額(円未満切捨)の合計とする。

道路清掃業務(通常期)作業内訳書

(様式6-2)

工区名 ()

令和 年 月分

業者名

日付	路面 清掃 (通常) km	洗浄 作業 (通常) km	人力 作業 (通常) km	歩道 清掃 km	増強 作業 hr	路面 清掃 (緊急) hr	土砂等運搬作業 hr			雨水樹清掃		橋梁付属樹清掃		汚泥 処理 t	kmあたり単価 路面清掃(通常) 円 洗浄作業(通常) 円 人力作業(通常) 円 歩道清掃作業 円 時間あたり単価 増強作業 円 路面清掃(緊急) 円 土砂等運搬作業 4t 8t 10t 箇所あたり単価 樹清掃(1型雨水樹) 円 樹清掃(2型雨水樹) 円 樹清掃(橋梁付属樹直管) 円 樹清掃(橋梁付属樹曲管) 円 tあたり単価 汚泥処理 円
							4t	8t	10t	(1型) 箇所	(2型) 箇所	(直管) 箇所	(曲管) 箇所		
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
計	-	-	-	-	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	-	-	-	-	-	
再計					0:00	0:00									
金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	当月分合計				円		累計金額		円		完了金額		円		

※1 増強作業、路面清掃(緊急)及び土砂等運搬作業の日々の時間は10分単位とし、再計で時間単位(分以下切り捨てる)とする。

※2 累計金額は合計金額の累計で、完了金額は業務が完了した時の総金額である。

※3 毎月の請求金額は、各工種の単価×実施数量の金額(円未満切捨)の合計とする。

(様式7)
(受託者→発注者)

令和 年 月 日

事故報告書^(※1)

札幌市長様

受託者（住所）

（代表者氏名）印

（現場代理人氏名）印

このたび発生しました事故について、下記のとおり報告いたします。

記

1 役務名 道路清掃業務(地区)

2 受託者名 ○○○○(株)

3 契約金額 ○○,○○○,○○○円

4 工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5 発注部局名 建設局土木部道路維持課

6 事故発生日時 令和 年○○月○○日 ○○時○○分頃

7 事故発生場所 札幌市○○区○○○条○○丁目

8 事故種別 ・工事関係者事故 ・公衆損害事故

9 被災者氏名等 氏名 ○○ ○○ 性別 男・女 年齢 ○○歳
(物損の場合、所有者名) 住所

10 被災者の症状
(物損の場合、被災状況)

11 職種・所属 作業員 受託者名
経験年数等 経験年数:○○年○○ヶ月 現場入場日数:○○日目
※ 工事関係者の場合のみ

12 事故の概要

(1) 発生状況(口頭報告後に詳しく判明した事項等)

(2) 発生要因(事故原因を発注者と協議の上記入)

13 事故に関する関係資料の確認等

(1) 設計図書の記載内容及び積算方法等(積算、特記仕様書、現場説明事項、指示・協議事項等)

(2) 施工計画等の内容(施工計画書と実施方法、施工体系図等安全管理に係る資料)

(3) 関係機関との手続き(申請・許可等の提出・回答の確認)

14 所轄労働基準監督署の対応・回答等^(※3)

15 所轄警察署の対応・回答等

16 事故後の対応等(事故後の受託者の対応及び今後の事故防止対策の内容)

17 その他(本報告時点での被災者状況、所感等)

18 添付資料(位置図、詳細図、写真、事故後の処置図面等)

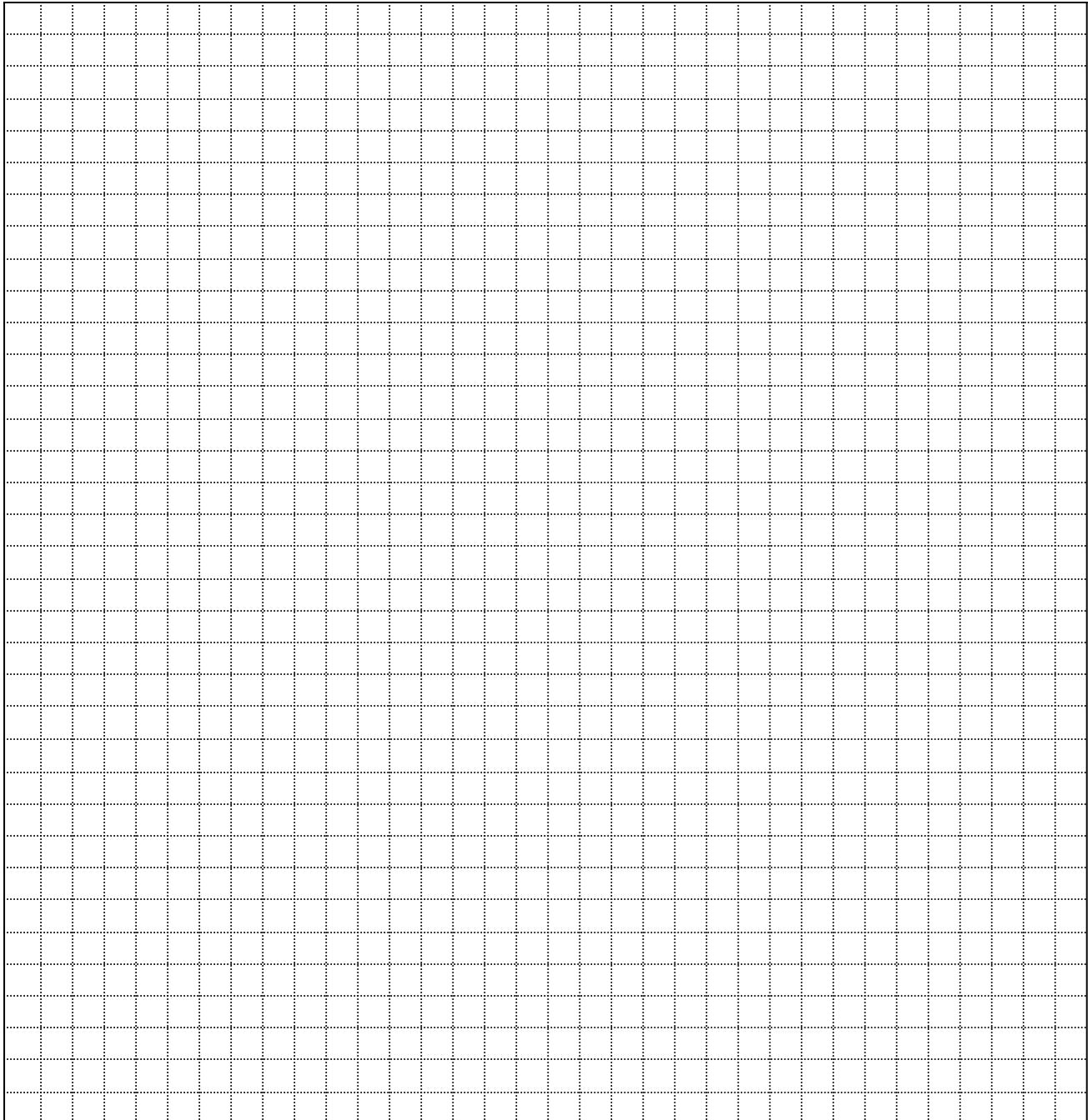
(※1)被災者対応を最優先に行い、遅滞なく(夜間・休日を問わず)市への報告、関係官庁への連絡を行って下さい。「事故報告書」の提出は、その後になります。

(※2)「事故報告書」提出時点でわかる範囲で記入の上、診断書が発行され次第速やかに写しを提出して下さい。

(※3)工事関係者の被災は、所轄の労働基準監督署へ「労働者死傷病報告」の届出が必要です。

(様式7-1)

事故現場見取図



- 記載上の注意 1 道路幅・距離・家屋等を記載すること。
2 大きさの釣合いがとれるように記載すること。

<記載項目>

発見場所
警笛吹鳴箇所
制動箇所
事故箇所

自社車両
相手方車両
進行方向
信号

一時停止
人間
バイク・自転車
横断歩道

歩道橋
川
橋

(様式8)

令和 年 月 日

高度処理水使用実績表(月分)

会社名

(様式9)

高度処理水使用計画書

札幌市長 様

住 所
受託者 氏 名
又は名称

印

令和 年度 道路清掃業務(地区)の履行に際し、高度処理水の使用
計画書及び従事する車両を下記のとおり報告いたします。

記

使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

1. 計画表

月	給水台数(台)	給水水量(t)	備 考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計			

2. 車両

登録番号	メーカー	車 種	年式	積載量	車検期間	所有区分	備 考

協議簿

発議者	<input type="checkbox"/> 札幌市	<input type="checkbox"/> 受託者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 通知	<input type="checkbox"/> 承諾
業務名	道路清掃業務(地区)			

(内容)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

添付図 葉、その他添付図書

処理回数	札幌市	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日 【回答】
		添付図 葉、その他添付図書
回答	受託者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日 【回答】
		添付図 葉、その他添付図書

札幌市	確認欄	課長	係長	担当

受託者	確認欄	現場代理人		

道路清掃業務(地区)

(様式11)

汚泥処理報告書(月分)

路線入れ替え報告書

(様式12)

注意事項

清掃作業と洗浄作業は単価差があるため、増減の20%分を清掃作業延長の増減と扱う。

路線入れ替え報告書(写真)

(様式13)

No	I
月日	
対象	
延長	
増減	

注意事項

1箇所あたり2枚を基本とし、上下線各1枚とする。

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	70-C1-0	西区	C	276	一般道々琴似停車場線	124	主要道々宮の沢北一条線	1061	札幌軽川間線	1.17	2.3	2.3
G	75-C1-0	手稻区	C	44	主要道々石狩手稻線		国道5号	125	主要道々前田新川線	2.67	5.3	5.0
G	75-C2-0	手稻区	C	9902	主要市道南19条宮の沢線	102	追分東線		国道5号	0.50	1.0	1.0
G	70-C2-0	西区	C	124	主要道々宮の沢北一条線	1214	二十四軒1条線		国道5号	4.58	9.2	9.2
G	70-C3-0	西区	C	2140	上手稻通線	9902	主要市道南19条宮の沢線	82	主要道々西野真駒内清田線	0.36	0.7	0.7
G	75-C3-0	手稻区	C	452	一般道々下手稻札幌線	128	主要道々札幌北広島環状線	44	主要道々石狩手稻線	2.69	5.4	5.4
G	70-C7-0	西区	C	1107	山の手停車場線	9902	主要市道南19条宮の沢線	124	主要道々宮の沢北一条線	1.21	2.4	2.4
G	70-C8-0	西区	C	9902	主要市道南19条宮の沢線	1055	墓地線	1107	山の手停車場線	0.66	1.3	1.3
G	70-C9-0	西区	C	9902	主要市道南19条宮の沢線	1107	山の手停車場線	102	追分東線	4.11	8.2	8.2
G	70-C11-0	西区	C	89	主要道々札幌環状線	124	主要道々宮の沢北一条線	4003	二十四軒高架側道線	1.20	2.4	2.4
G	70-C13-0	西区	C	13	発寒線	124	主要道々宮の沢北一条線	3116	二十四軒手稻通線	0.29	0.6	0.6
G	70-C14-0	西区	C	1124	南発寒線	3116	二十四軒手稻通線	1923	北発寒線	0.69	1.4	1.4
G	75-C14-0	手稻区	C	128	主要道々札幌北広島環状線 (:		国道5号	125	主要道々前田新川線	3.23	6.5	6.5
G	70-C15-0	西区	C	1087	発寒第12号線		国道5号		函館本線	1.20	2.4	2.4
G	75-C16-0	手稻区	C	2982	下手稻支線	44	主要道々石狩手稻線	1001	稻山5号線	0.69	1.4	1.4
G	70-C16-0	西区	C	82	主要道々西野真駒内清田線	3	右股線	78	月山線	0.79	1.6	1.6
G	75-C17-0	手稻区	C	1904	曙64号線	1001	稻山5号線	15	樽川線	0.51	1.0	1.0
G	70-C18-0	西区	C	1214	二十四軒1条線	124	主要道々宮の沢北一条線	1061	札幌軽川間線	1.35	2.7	2.7
G	75-C20-0	手稻区	C	3531	稻穂133号線	16	曲長線	63	星置3号線	1.20	2.4	2.4
G	75-C21-0	手稻区	C	3741	下手稻通線	15	樽川線	16	曲長線	1.62	3.2	3.2
G	75-C22-0	手稻区	C	125	主要道々前田新川線	44	主要道々石狩手稻線		国道337号	2.93	5.9	2.9
G	75-C23-0	手稻区	C	25	手稻本通線	2676	富丘15号線	57	弥彦通線	1.43	2.9	2.9
G	75-C24-0	手稻区	C	4316	西宮の沢区画整理24号線	51	桜井線	2676	富丘15号線	1.34	2.7	2.7
G	70-C24-0	西区	C	1064	発寒第1号線	89	主要道々札幌環状線	1063	川添線	1.04	2.1	2.1
G	70-C24-1	西区	C	1064	発寒第1号線	1214	二十四軒1条線状線	89	主要道々札幌環状線	0.50	1.0	1.0
G	75-C25-0	手稻区	C	4316	西宮の沢区画整理24号線	128	主要道々札幌北広島環状線	51	桜井線	0.79	1.6	1.6
G	75-C26-0	手稻区	C	28	緑丘線	25	手稻本通線		国道5号	0.29	0.6	0.6

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-C27-0	手稻区	C	2978	樽川通線	2977	手稻駅北口通線	15	樽川線	0.43	0.9	0.9
G	75-C28-0	手稻区	C	2977	手稻駅北口通線	2977	手稻駅北口通線	44	主要道々石狩手稻線	0.68	1.4	1.4
G	70-C30-0	西区	C	281	西野宅造7号線	738	西野宅造167号線	9902	主要市道南19条宮の沢線	0.20	0.4	0.4
G	70-C31-0	西区	C	496	西野宅造51号線	6	学田三号線	738	西野宅造167号線	0.39	0.8	0.8
G	70-C32-0	西区	C	6	学田三号線	82	主要道々西野真駒内清田線	496	西野宅造51号線	1.12	2.2	2.2
G	70-C35-0	西区	C	3116	二十四軒手稻通線	1063	川添線		国道5号	2.65	5.3	5.3
G	70-C36-0	西区	C	230	元市町界線		国道5号	1087	発寒第12号線	0.34	0.7	0.7
G	70-C37-0	西区	C	3821	発寒6条13丁目3号線	1087	発寒第12号線	12	岡崎線	0.34	0.7	0.7
G	70-C38-0	西区	C	4104	宮の沢1条5丁目2号線	12	岡崎線	128	主要道々札幌北広島環状線	0.36	0.7	0.7
G	70-C39-0	西区	C	82	主要道々西野真駒内清田線	3	右股線	124	主要道々宮の沢北一条線	3.14	6.3	6.3
G	70-C40-0	西区	C	1	西野線	82	主要道々西野真駒内清田線	124	主要道々宮の沢北一条線	0.68	1.4	1.4
G	70-C41-0	西区	C	453	一般道々西野白石線	1055	墓地線	82	主要道々西野真駒内清田線	1.85	3.7	3.7
G	70-C42-0	西区	C	2230	発寒第49号線	124	主要道々宮の沢北一条線		国道5号	0.67	1.3	1.3
G	75-D1-0	手稻区	D	1089	稻積第2号線	361	稻積南2号線	1129	稻積7号線	1.33	2.7	0.0
G	75-D4-0	手稻区	D	44	主要道々石狩手稻線	125	主要道々前田新川線	19	前田3線	1.07	2.1	0.0
G	75-D5-0	手稻区	D	96	大井線	361	稻積南2号線	3732	宮の沢178号線	0.74	1.5	0.0
G	70-D6-0	西区	D	3116	二十四軒手稻通線	1063	川添線		国道5号		5.3	0.0
G	75-D10-0	手稻区	D	4165	星置142号線	17	星置線		市界	0.73	1.5	0.0
G	75-D11-0	手稻区	D	2539	新桜井線	4316	西宮の沢区画整理24号線	3732	宮の沢178号線	0.35	0.7	0.0
G	75-D12-0	手稻区	D	51	桜井線		国道5号	4316	西宮の沢区画整理24号線	0.51	1.0	0.0
G	70-D12-0	西区	D	7	広島線	6	学田三号線	79	広島3号線	2.09	4.2	0.0
G	70-D13-0	西区	D	82	主要道々西野真駒内清田線	78	月山線	39	平福線	2.43	4.9	0.0
G	70-D14-0	西区	D	3	右股線	9	広島2号線	82	主要道々西野真駒内清田線	1.00	2.0	0.0
G	75-D14-0	手稻区	D	34	稻積線	452	一般道々下手稻札幌線	2875	前田104号線	0.92	1.8	0.0
G	70-D15-0	西区	D	7	広島線	6	学田三号線	47	正路線	1.30	2.6	0.0
G	75-D15-0	手稻区	D	3558	稻穂鉄道沿線	3439	曲長通線	16	曲長線	0.64	1.3	0.0
G	75-D16-0	手稻区	D	325	手稻本町宅造1号線	25	手稻本通線	16	曲長線	1.30	2.6	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-D17-0	手稲区	D	25	手稲本通線	57	弥彦通線	325	手稲本町宅造1号線	0.36	0.7	0.0
G	75-D18-0	手稲区	D	110	曙線	68	稻山線		国道5号	2.28	4.6	0.0
G	70-D18-0	西区	D	1214	二十四軒1条線	124	主要道々宮の沢北一条線	1061	札幌軽川間線		2.7	0.0
G	70-D19-0	西区	D	1064	発寒第1号線	89	主要道々札幌環状線	1063	川添線		1.7	0.0
G	75-D19-0	手稲区	D	16	曲長線	3741	下手稻通線		国道337号	1.27	2.5	0.0
G	70-D19-1	西区	D	1064	発寒第1号線	1214	二十四軒1条線	89	主要道々札幌環状線		1.0	0.0
G	75-D20-0	手稲区	D	330	星置本線	64	星置2号線	17	星置線	0.51	1.0	0.0
G	75-D21-0	手稲区	D	330	星置本線	63	星置3号線	64	星置2号線	0.48	1.0	0.0
G	70-D22-0	西区	D	1062	二十四軒第1号線	124	主要道々宮の沢北一条線	1061	札幌軽川間線	1.14	2.3	0.0
G	75-D27-0	手稲区	D	15	樽川線	9210	手稲駅北口広場歩道線	68	稻山線	1.73	3.5	0.0
G	70-D33-0	西区	D	12	岡崎線		国道5号	9603	鉄道添線	1.19	2.4	0.0
G	75-D38-0	手稲区	D	229	曙1号南線	15	樽川線	110	曙線	0.50	1.0	0.0
G	75-D39-0	手稲区	D	9603	鉄道添線	128	主要道々札幌北広島環状線	44	主要道々石狩手稻線	2.70	5.4	0.0
G	70-D40-0	西区	D	47	正路線	115	4号線	82	主要道々西野真駒内清田線	1.81	3.6	0.0
G	75-D40-0	手稲区	D	3439	曲長通線	3531	稻穂133号線		国道5号	1.28	2.6	0.0
G	70-D41-0	西区	D	115	4号線	47	正路線	124	主要道々宮の沢北一条線	0.31	0.6	0.0
G	75-D41-0	手稲区	D	63	星置3号線		星置駅	330	星置本線	0.87	1.7	0.0
G	75-D45-0	手稲区	D	3685	稲積前田連絡線	9221	中の川左岸自転車通線	4044	大学西通線	1.83	3.7	0.0
G	75-D46-0	手稲区	D	1129	稲積7号線	128	主要道々札幌北広島環状線	9221	中の川左岸自転車通線	2.03	4.1	0.0
G	70-D50-0	西区	D	3	右股線		地先	9	広島2号線	2.12	4.2	0.0
G	75-D54-0	手稲区	D	4099	富丘通線		国道5号	9603	鉄道添線	0.85	1.7	0.0
G	75-D55-0	手稲区	D	125	主要道々前田新川線	44	主要道々石狩手稻線		国道337号	0.00	5.9	0.0
G	70-D65-0	西区	D	1085	発寒第9号線	1081	発寒第6号線	12	岡崎線	1.23	2.5	0.0
G	75-D66-0	手稲区	D	68	稻山線	110	曙線		国道337号	0.69	1.4	0.0
G	75-D67-0	手稲区	D	63	星置3号線	330	星置本線		国道337号	0.71	1.4	0.0
G	70-D68-0	西区	D	3486	発寒9条13丁目1号線	1085	発寒第9号線	1061	札幌軽川間線	0.26	0.5	0.0
G	70-D69-0	西区	D	79	広島3号線	3	右股線	3007	西野11・12条8丁目線	0.22	0.4	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-D74-0	手稻区	D	3997	星置区画整理3号線		国道5号	3439	曲長通線	0.72	1.4	0.0
G	70-D76-0	西区	D	2999	北発寒支線	1094	稻荷線	1081	発寒第6号線	0.84	1.7	0.0
G	75-D77-0	手稻区	D	68	稻山線	44	主要道々石狩手稻線	110	曙線	2.28	4.6	0.0
G	75-D78-0	手稻区	D	2809	稻積80号線	452	一般道々下手稻札幌線	3523	稻積193号線	0.99	2.0	0.0
G	70-D80-0	西区	D	4012	発寒7・8条10丁目1号線		国道5号	1085	発寒第9号線	0.28	0.6	0.0
G	70-D84-0	西区	D	1085	発寒第9号線	12	岡崎線	128	主要道々札幌北広島環状線	0.42	0.8	0.0
G	70-D85-0	西区	D	1246	西区役所前通線	276	一般道々琴似停車場線	1063	川添線	0.20	0.4	0.0
G	70-D86-0	西区	D	1543	西区民センター前通線	276	一般道々琴似停車場線	1063	川添線	0.20	0.4	0.0
G	70-D92-0	西区	D	1063	川添線	124	主要道々宮の沢北一条線	1061	札幌軽川間線	1.16	2.3	0.0
G	70-D93-0	西区	D	1061	札幌軽川間線	1063	川添線	3486	発寒9条13丁目1号線	3.10	4.4	0.0
G	70-D94-0	西区	D	78	月山線	3	右股線	9902	主要市道南19条宮の沢線	2.50	5.0	0.0
G	70-D95-0	西区	D	9603	鉄道添線	3486	発寒9条13丁目1号線	128	主要道々札幌北広島環状線	0.57	0.6	0.0
G	75-E1-0	手稻区	E	442	前田宅造2号線	15	樽川線	4208	前田10条17丁目1号線	0.84	1.7	0.0
G	75-E2-0	手稻区	E	778	前田宅造15号線	15	樽川線	780	前田宅造17号線	0.57	1.1	0.0
G	70-E2-0	西区	E	9608	宮の沢22号線	12	岡崎線	128	主要道々札幌北広島環状線	0.35	0.7	0.0
G	75-E3-0	手稻区	E	1947	前田北横6号線	442	前田宅造2号線	1951	前田北横10号線	0.30	0.6	0.0
G	70-E4-0	西区	E	290	西野宅造12号線	3	右股線	288	西野宅造10号線	0.15	0.3	0.0
G	75-E4-0	手稻区	E	2580	前田北44号線	1951	前田北横10号線	2583	前田北47号線	0.11	0.2	0.0
G	70-E5-0	西区	E	2560	西野6条4丁目3号線	288	西野宅造10号線	91	西野中通線	0.13	0.3	0.0
G	75-E5-0	手稻区	E	4232	山口東団地2号線	264	曙支線	4234	山口東団地4号線	0.50	1.0	0.0
G	75-E6-0	手稻区	E	110	曙線	264	曙支線	1942	前田北横1号線	0.50	1.0	0.0
G	70-E6-0	西区	E	520	西野宅造75号線	91	西野中通線	515	西野宅造70号線	0.32	0.6	0.0
G	75-E7-0	手稻区	E	257	手稻工業団地4号線	251	稻穂鉄北線	253	土功排水沿線	0.50	0.5	0.0
G	70-E7-0	西区	E	861	左股川沿5号線	313	西野宅造19号線	82	主要道々西野真駒内清田線	0.22	0.4	0.0
G	70-E8-0	西区	E	1127	琴似5号線	1069	琴似第1号線	1072	琴似第4号線	0.27	0.5	0.0
G	75-E8-0	手稻区	E	4503	曙西区画整理6号線	3741	下手稻通線	68	稻山線	0.80	1.6	0.0
G	70-E9-0	西区	E	1128	琴似6号線	1069	琴似第1号線	1072	琴似第4号線	0.27	0.5	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-E9-0	手稻区	E	659	前田22号線	653	前田16号線	643	前田6号線	0.55	1.1	0.0
G	70-E10-0	西区	E	1055	墓地線	9902	主要市道南19条宮の沢線	124	主要道々宮の沢北一条線	1.23	2.5	0.0
G	75-E10-0	手稻区	E	1035	山口宅造19号線	264	曙支線	15	樽川線	0.51	1.0	0.0
G	75-E11-0	手稻区	E	16	曲長線	26	稻穂線	3558	稻穂鉄道沿線	0.20	0.2	0.0
G	70-E11-0	西区	E	1885	西野宅造243号線	82	主要道々西野真駒内清田線	4	左右間線	0.55	1.1	0.0
G	75-E12-0	手稻区	E	832	曙43号線	828	曙39号線	2584	曙82号線	0.22	0.4	0.0
G	70-E12-0	西区	E	1054	山の手第1横線	1055	墓地線	453	一般道々西野白石線	1.67	3.3	0.0
G	75-E13-0	手稻区	E	2932	曙92号線	2584	曙82号線	68	稻山線	0.14	0.3	0.0
G	70-E13-0	西区	E	1056	山の手第2横線	1055	墓地線	1059	山手第3号線	0.93	1.9	0.0
G	75-E14-0	手稻区	E	3094	稻積129号線	452	一般道々下手稻札幌線	1129	稻積7号線	0.74	1.5	0.0
G	75-E16-0	手稻区	E	2873	前田102号線	34	稻積線	3093	稻積中央通線	0.36	0.7	0.0
G	70-E16-0	西区	E	1086	発寒第11号線		国道5号	12	岡崎線	0.85	1.7	0.0
G	70-E17-0	西区	E	1059	山の手第3号線	1056	山の手第2横線	124	主要道々宮の沢北一条線	0.91	1.8	0.0
G	75-E17-0	手稻区	E	653	前田16号線	659	前田22号線	44	主要道々石狩手稻線	0.38	0.8	0.0
G	75-E18-0	手稻区	E	3091	稻積127号線	659	前田22号線	3093	稻積中央通線	0.39	0.8	0.0
G	75-E19-0	手稻区	E	1824	前田28号線	44	主要道々石狩手稻線	2111	前田56号線	0.43	0.9	0.0
G	75-E20-0	手稻区	E	1829	前田33号線	9200	前田歩道1号線	68	稻山線	0.72	1.4	0.0
G	75-E21-0	手稻区	E	932	前田西13号線	44	主要道々石狩手稻線	284	手稻稻山連絡線	0.63	1.3	0.0
G	75-E22-0	手稻区	E	284	手稻稻山連絡線	98	前田町有地線	227	曙3号線	0.34	0.7	0.0
G	75-E23-0	手稻区	E	253	土功排水沿線	110	曙線	3439	曲長通線	1.33	1.8	0.0
G	70-E24-0	西区	E	9606	宮の沢5号線		国道5号	912	宮の沢6号線	0.19	0.4	0.0
G	75-E24-0	手稻区	E	380	手稻駅斜縦線	25	手稻本通線	44	主要道々石狩手稻線	0.25	0.5	0.0
G	75-E25-0	手稻区	E	1900	曙60号線	1911	曙71号線	15	樽川線	0.53	1.1	0.0
G	70-E25-0	西区	E	912	宮の沢6号線	9606	宮の沢5号線	9607	宮の沢21号線	0.36	0.7	0.0
G	75-E26-0	手稻区	E	828	曙39号線	15	樽川線	110	曙線	0.49	1.0	0.0
G	75-E27-0	手稻区	E	268	山口市営住宅4号線	15	樽川線		国道337号	0.44	0.9	0.0
G	70-E28-0	西区	E	1162	発寒墓地支線	3116	二十四軒手稻通線	1080	発寒墓地線	0.14	0.3	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-E28-0	手稻区	E	252	工業団地中央線	15	樽川線	257	手稻工業団地4号線	0.98	2.0	0.0
G	75-E29-0	手稻区	E	421	山口市営住宅11号線	264	曙支線	422	山口市営住宅12号線	0.36	0.7	0.0
G	75-E31-0	手稻区	E	246	前田東2号線	4191	前田1・2条3丁目1号線	1672	前田東7号線	0.34	0.7	0.0
G	75-E32-0	手稻区	E	3729	宮の沢175号線	11	大滝線	51	桜井線	0.43	0.9	0.0
G	75-E33-0	手稻区	E	3325	山口11号線	3327	山口13号線	16	曲長線	0.64	1.3	0.0
G	75-E34-0	手稻区	E	82	星置東線	63	星置3号線	17	星置線	0.98	2.0	0.0
G	70-E35-0	西区	E	1162	発寒墓地支線	1080	発寒墓地線	1081	発寒第6号線	0.07	0.1	0.0
G	75-E35-0	手稻区	E	3605	どちのき通り線	63	星置3号線	3679	星置98号線	0.45	0.9	0.0
G	75-E36-0	手稻区	E	3940	星置2条1丁目1号線	3679	星置98号線	3439	曲長通線	0.54	1.1	0.0
G	70-E36-0	西区	E	1168	東発寒19号線	1086	発寒第11号線	1061	札幌軽川間線	0.55	1.1	0.0
G	75-E37-0	手稻区	E	3845	前田10条20丁目3号線	264	曙支線	4173	前田10条20丁目8号線	0.16	0.3	0.0
G	70-E37-0	西区	E	532	西野宅造87号線	91	西野中通線	7	広島線	0.28	0.6	0.0
G	75-E38-0	手稻区	E	2949	前田3条3丁目6号線	4191	前田1・2条3丁目1号線	2119	前田東9号線	0.29	0.6	0.0
G	70-E38-0	西区	E	103	平和川添線	79	広島3号線	3	右股線	0.96	1.9	0.0
G	70-E39-0	西区	E	10	宮沢線	2752	宮の沢73号線		国道5号	0.89	1.8	0.0
G	75-E39-0	手稻区	E	4044	大学西通線	68	稻山線	125	主要道々前田新川線	1.03	2.1	0.0
G	70-E40-0	西区	E	1072	琴似第4号線	1062	二十四軒第1号線	1063	川添線	0.41	0.8	0.0
G	75-E40-0	手稻区	E	3984	前田西区画整理12号線	68	稻山線	4044	大学西通線	1.32	2.6	0.0
G	70-E41-0	西区	E	1069	琴似第1号線	1062	二十四軒第1号線	1063	川添線	0.41	0.8	0.0
G	75-E41-0	手稻区	E	3942	星置2条1丁目3号線	3531	稻穂133号線	63	星置3号線	0.87	1.7	0.0
G	70-E42-0	西区	E	1071	琴似第3号線	1062	二十四軒第1号線	1063	川添線	0.41	0.8	0.0
G	75-E42-0	手稻区	E	4237	稻穂1条3丁目2号線	3558	稻穂鉄道沿線	26	稻穂線	0.14	0.3	0.0
G	70-E43-0	西区	E	1070	琴似第2号線	1062	二十四軒第1号線	1063	川添線	0.41	0.8	0.0
G	75-E43-0	手稻区	E	29	富丘斜線	25	手稻本通線	9603	鉄道添線	0.45	0.9	0.0
G	75-E44-0	手稻区	E	3127	樽川通支線	98	前田町有地線	2978	樽川通線	0.22	0.4	0.0
G	75-E45-0	手稻区	E	95	追分西線		国道5号	3425	宮の沢164号線	0.38	0.8	0.0
G	70-E46-0	西区	E	236	宮丘小学校通西線	9605	追分川沿線		国道5号	0.36	0.7	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-E46-0	手稻区	E	2690	富丘高台8号線	2691	富丘高台9号線	1671	富丘宅造25号線	0.27	0.5	0.0
G	70-E47-0	西区	E	9605	追分川沿線	82	主要道々西野真駒内清田線	10	宮沢線	0.80	1.3	0.0
G	75-E47-0	手稻区	E	58	高台線	1671	富丘宅造25号線	30	富丘円山線	0.67	1.3	0.0
G	75-E48-0	手稻区	E	384	手稻山麓西線		札樽自動車道		国道5号	0.55	1.1	0.0
G	75-E49-0	手稻区	E	3164	富丘高台24号線	52	光風館線	30	富丘円山線	0.46	0.9	0.0
G	75-E50-0	手稻区	E	4300	西宮の沢区画整理8号線		国道5号	9603	鉄道添線	1.20	2.4	0.0
G	75-E51-0	手稻区	E	4304	西宮の沢区画整理12号線	4316	西宮の沢区画整理24号線	4080	西宮の沢2条3丁目1号線	0.43	0.9	0.0
G	75-E52-0	手稻区	E	3224	宮の沢144号線	4080	西宮の沢2条3丁目1号線	9603	鉄道添線	0.36	0.7	0.0
G	75-E53-0	手稻区	E	3230	宮の沢150号線	2539	新桜井線	3227	宮の沢147号線	0.29	0.6	0.0
G	75-E54-0	手稻区	E	277	富丘宅造1号線	4098	富丘北本通線	9603	鉄道添線	0.44	0.9	0.0
G	75-E55-0	手稻区	E	31	梅林線	25	手稻本通線	9603	鉄道添線	0.25	0.5	0.0
G	70-E55-0	西区	E	865	西野北17号線	82	主要道々西野真駒内清田線	9902	主要市道南19条宮の沢線	0.27	0.5	0.0
G	70-E56-0	西区	E	45	若松線	7	広島線	496	西野宅造51号線	0.38	0.8	0.0
G	75-E56-0	手稻区	E	655	前田18号線	94	竹内前線	653	前田16号線	0.21	0.4	0.0
G	75-E57-0	手稻区	E	1826	前田30号線	2100	前田45号線	1831	前田35号線	0.23	0.5	0.0
G	70-E57-0	西区	E	564	西野8・9条3丁目線		地先	82	主要道々西野真駒内清田線	0.55	1.1	0.0
G	70-E58-0	西区	E	93	五天山線	263	平和中央線	3	右股線	0.35	0.7	0.0
G	75-E58-0	手稻区	E	2100	前田45号線	1826	前田30号線	68	稻山線	0.43	0.9	0.0
G	70-E59-0	西区	E	288	西野宅造10号線	1850	西野宅造100号線	6	学田三号線	0.31	0.6	0.0
G	75-E59-1	手稻区	E	68	稻山線	2855	前田84号線	2863	前田92号線	0.33	0.7	0.0
G	75-E59-2	手稻区	E	68	稻山線	2196	前田東15号線	44	主要道々石狩手稻線	0.58	1.2	0.0
G	70-E60-0	西区	E	2568	西野7条5丁目4号線	8	広島1号線	1850	西野宅造100号線	0.33	0.7	0.0
G	75-E60-0	手稻区	E	2862	前田91号線	452	一般道々下手稻札幌線	68	稻山線	0.14	0.3	0.0
G	75-E61-0	手稻区	E	1747	前田北19号線	1743	前田北15号線	44	主要道々石狩手稻線	0.35	0.7	0.0
G	75-E62-0	手稻区	E	1737	前田北9号線	3685	稻積前田連絡線	2191	前田北30号線	0.34	0.7	0.0
G	70-E63-0	西区	E	1893	平和川添5号線	3	右股線	2158	平和川添9号線	0.13	0.3	0.0
G	75-E63-0	手稻区	E	1742	前田北41号線	3685	稻積前田連絡線	1747	前田北19号線	0.16	0.3	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-E64-0	手稻区	E	4150	前田9条10丁目1号線	1743	前田北15号線	1856	前田北26号線	0.08	0.2	0.0
G	75-E65-0	手稻区	E	3503	星置69号線	63	星置3号線	64	星置2号線	0.48	1.0	0.0
G	75-E66-0	手稻区	E	64	星置2号線	3503	星置69号線	330	星置本線	0.64	1.3	0.0
G	70-E67-0	西区	E	2842	西野10条6・7丁目線		地先	242	西野10条中通線	0.08	0.2	0.0
G	75-E67-0	手稻区	E	17	星置線		国道337号		国道5号	1.42	2.8	0.0
G	75-E68-0	手稻区	E	3546	土工排水沿2号線	3439	曲長通線	63	星置3号線	0.88	1.8	0.0
G	70-E68-0	西区	E	499	西野5条7丁目1号線	7	広島線	307	西野宅造14号線	0.17	0.3	0.0
G	75-E69-0	手稻区	E	2171	稻積25号線	2170	稻積24号線	1129	稻積7号線	0.96	1.9	0.0
G	75-E70-0	手稻区	E	3667	稻積212号線	2171	稻積25号線	1129	稻積7号線	0.48	1.0	0.0
G	75-E71-0	手稻区	E	2296	稻積38号線	2171	稻積25号線	1129	稻積7号線	0.61	1.2	0.0
G	75-E72-0	手稻区	E	1093	稻積第6号線	2171	稻積25号線	3094	稻積129号線	0.51	1.0	0.0
G	70-E73-0	西区	E	1065	二十四軒第1横線	89	主要道々札幌環状線	1062	二十四軒第1号線	0.71	1.4	0.0
G	75-E73-0	手稻区	E	379	手稻駅裏通線	44	主要道々石狩手稻線	2977	手稻駅北口通線	0.38	0.8	0.0
G	70-E73-1	西区	E	1065	二十四軒第1横線	1214	二十四軒1条線	89	主要道々札幌環状線	0.50	1.0	0.0
G	75-E74-0	手稻区	E	379	手稻駅裏通線	2977	手稻駅北口通線	44	主要道々石狩手稻線	0.16	0.3	0.0
G	70-E75-0	西区	E	1083	発寒第7号線	1081	発寒第6号線	1087	発寒第12号線	0.94	1.9	0.0
G	75-E75-0	手稻区	E	4322	西宮の沢区画整理30号線	128	札幌北広島環状線	3227	宮の沢147号線	0.43	0.9	0.0
G	75-E76-0	手稻区	E	3357	稻積177号線	1129	稻積7号線	452	一般道々下手稻札幌線	0.74	1.5	0.0
G	70-E77-0	西区	E	21	西発寒線	124	主要道々宮の沢北一条線	3116	二十四軒手稻通線	0.30	0.6	0.0
G	75-E77-0	手稻区	E	247	稻積12号線	3027	稻積121号線	226	稻積11号線	0.54	1.1	0.0
G	75-E78-0	手稻区	E	361	稻積南2号線	360	稻積南1号線	96	大井線	0.32	0.6	0.0
G	70-E78-0	西区	E	124	13号線	124	主要道々宮の沢北一条線	3116	二十四軒手稻通線	0.29	0.6	0.0
G	75-E79-0	手稻区	E	3232	稻積154号線	3131	稻積141号線	3130	稻積140号線	0.20	0.4	0.0
G	70-E79-0	西区	E	413	西野北6号線	82	主要道々西野真駒内清田線	9902	主要市道南19条宮の沢線	0.30	0.6	0.0
G	70-E80-0	西区	E	91	西野中通線	9	広島2号線	8	広島1号線	0.56	1.1	0.0
G	75-E80-0	手稻区	E	3133	稻積143号線	3131	稻積141号線	3352	稻積172号線	0.25	0.5	0.0
G	70-E81-0	西区	E	262	昭和1号線	82	主要道々西野真駒内清田線	3	右股線	0.29	0.6	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-E81-0	手稻区	E	3131	稻積141号線	128	主要道々札幌北広島環状線	730	稻積南4号線	0.45	0.9	0.0
G	70-E82-0	西区	E	4	左右間線	82	主要道々西野真駒内清田線	3	右股線	0.83	1.7	0.0
G	75-E82-0	手稻区	E	2174	稻積28号線	128	主要道々札幌北広島環状線	2178	稻積32号線	0.21	0.4	0.0
G	75-E83-0	手稻区	E	2178	稻積32号線	2174	稻積28号線	1093	稻積第6号線	0.16	0.3	0.0
G	70-E83-0	西区	E	39	平福線	4299	平和3条7丁目6号線	3	右股線	0.55	1.1	0.0
G	75-E84-0	手稻区	E	249	手稻山麓線	9905	手稻インター線	4352	富丘6条7丁目1号線	0.33	0.7	0.0
G	70-E84-0	西区	E	9	広島2号線	3	右股線	949	西野宅造213号線	0.79	1.6	0.0
G	70-E85-0	西区	E	8	広島1号線	3	右股線	7	広島線	0.62	1.2	0.0
G	75-E85-0	手稻区	E	9905	手稻インター線	249	手稻山麓線	25	手稻本通線	0.58	1.2	0.0
G	75-E86-0	手稻区	E	3993	前田西区画整理21号線	2937	稻山線	3973	前田西区画整理1号線	0.34	0.7	0.0
G	70-E86-0	西区	E	1218	二十四軒4条線	124	主要道々宮の沢北一条線	1067	二十四軒第3横線	0.94	1.9	0.0
G	75-E87-0	手稻区	E	3973	前田西区画整理1号線	3987	前田西区画整理15号線	4040	前田西区画整理23号線	0.56	1.1	0.0
G	75-E88-0	手稻区	E	3987	前田西区画整理15号線	3984	前田西区画整理12号線	4044	大学西通線	0.46	0.9	0.0
G	75-E89-0	手稻区	E	780	前田宅造17号線	779	前田宅造16号線	1942	前田北横1号線	0.51	1.0	0.0
G	75-E90-0	手稻区	E	1951	前田北横10号線	1942	前田北横1号線	1947	前田北横6号線	0.41	0.8	0.0
G	70-E90-0	西区	E	1081	発寒第6号線	3116	二十四軒手稻通線	1061	札幌軽川間線	0.84	1.7	0.0
G	70-E91-0	西区	E	1080	発寒墓地線	1162	発寒墓地支線	1094	稻荷線	0.95	1.9	0.0
G	75-E91-0	手稻区	E	3848	前田10条20丁目6号線	3845	前田10条20丁目3号線	4209	前田10条20丁目9号線	0.24	0.5	0.0
G	70-E92-0	西区	E	1080	発寒墓地線	1081	発寒第6号線	1162	発寒墓地支線	0.09	0.2	0.0
G	75-E92-0	手稻区	E	4507	曙1条1丁目2号線	110	曙線	15	樽川線	0.52	1.0	0.0
G	70-E93-0	西区	E	1066	二十四軒第2横線	89	主要道々札幌環状線	1062	二十四軒第1号線	0.54	1.1	0.0
G	75-E93-0	手稻区	E	674	曙12号線	15	樽川線	3741	下手稻通線	0.19	0.4	0.0
G	70-E93-1	西区	E	1066	二十四軒第2横線	1214	二十四軒1条線	89	主要道々札幌環状線	0.54	1.1	0.0
G	75-E94-0	手稻区	E	264	曙支線	68	稻山線	15	樽川線	0.85	1.7	0.0
G	75-E95-0	手稻区	E	128	主要道々札幌北広島環状線 (:	国道5号		125	主要道々前田新川線		6.5	0.0
G	75-E96-0	手稻区	E	227	曙3号線	15	樽川線	110	曙線	0.48	1.0	0.0
G	75-E97-0	手稻区	E	97	曙1号線	15	樽川線	110	曙線	0.48	1.0	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-E98-0	手稻区	E	60	滝見町線		国道5号	59	金山線	1.47	2.2	0.0
G	75-E99-0	手稻区	E	9902	主要市道南19条宮の沢線	102	追分東線		国道5号		0.3	0.0
G	70-E100-0	西区	E	192	90号線	124	主要道々宮の沢北一条線	47	正路線	0.28	0.6	0.0
G	75-E100-0	手稻区	E	4316	西宮の沢区画整理24号線	51	桜井線	4099	富丘通線		1.7	0.0
G	75-E101-0	手稻区	E	258	手稻工業団地5号線	251	稻穂鉄北線	253	土功排水沿線	0.38	0.8	0.0
G	70-E101-0	西区	E	190	88号線	124	主要道々宮の沢北一条線	47	正路線	0.29	0.6	0.0
G	75-E102-0	手稻区	E	252	工業団地中央線	16	曲長線	257	手稻工業団地4号線	0.42	0.8	0.0
G	70-E102-0	西区	E	167	59号線	124	主要道々宮の沢北一条線	3116	二十四軒手稻通線	0.28	0.6	0.0
G	70-E103-0	西区	E	9902	主要市道南19条宮の沢線	2140	上手稻通線	102	追分東線		3.3	0.0
G	75-E103-0	手稻区	E	16	曲長線	251	稻穂鉄北線	253	土功排水沿線	0.26	0.5	0.0
G	70-E104-0	西区	E	230	元市町界線		国道5号	1087	発寒第12号線		0.7	0.0
G	75-E104-0	手稻区	E	261	稻穂5号線	2268	稻穂99号線	110	曙線	0.39	0.8	0.0
G	75-E105-0	手稻区	E	256	稻穂7号線	667	曙西7号線	251	稻穂鉄北線	0.70	1.4	0.0
G	70-E105-0	西区	E	3821	発寒6条13丁目3号線	1087	発寒第12号線	12	岡崎線		0.7	0.0
G	70-E106-0	西区	E	4104	宮の沢1条5丁目2号線	12	岡崎線	128	主要道々札幌北広島環状線		0.7	0.0
G	75-E106-0	手稻区	E	254	稻穂10号線	251	稻穂鉄北線	1959	稻穂87号線	0.71	1.4	0.0
G	75-E107-0	手稻区	E	788	稻穂38号線	792	稻穂42号線	25	手稻本通線	0.36	0.7	0.0
G	75-E108-0	手稻区	E	785	稻穂35号線	792	稻穂42号線	26	稻穂線	0.22	0.4	0.0
G	75-E109-0	手稻区	E	2871	前田100号線	2873	前田102号線	2869	前田98号線	0.17	0.3	0.0
G	75-E110-0	手稻区	E	58	高台線	384	手稻山麓西線	2592	稻穂4条4丁目1号線	1.52	3.0	0.0
G	75-E111-0	手稻区	E	58	高台線	59	金山線		濁川	0.32	0.6	0.0
G	75-E112-0	手稻区	E	4316	西宮の沢区画整理24号線	128	主要道々札幌北広島環状線	51	桜井線		1.6	0.0
G	75-E113-0	手稻区	E	469	稻穂20号線	3558	稻穂鉄道沿線	26	稻穂線	0.26	0.5	0.0
G	75-E114-0	手稻区	E	477	稻穂28号線	2972	稻穂117号線	16	曲長線	0.43	0.9	0.0
G	75-E115-0	手稻区	E	30	富丘円山線		札樽自動車道		国道5号	0.61	1.2	0.0
G	75-E116-0	手稻区	E	3093	稻穂中央通線	452	一般道々手下手稻札幌線	9603	鉄道添線	0.98	2.0	0.0
G	75-E117-0	手稻区	E	98	前田町有地線	44	主要道々石狩手稻線	15	樽川線	0.80	1.4	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-E118-0	手稻区	E	2972	稻穂117号線	3439	曲長通線	2358	稻穂102号線	0.26	0.5	0.0
G	75-E119-0	手稻区	E	4008	星置区画整理14号線	63	星置3号線	3439	曲長通線	0.34	0.7	0.0
G	75-E120-0	手稻区	E	63	星置3号線		国道5号	3997	星置区画整理3号線	0.40	0.8	0.0
G	75-E121-0	手稻区	E	58	高台線	1861	稻穂63号線	60	滝見町線	0.47	0.9	0.0
G	75-E122-0	手稻区	E	1828	前田3条10丁目線	654	前田8号線	44	主要道々石狩手稻線	0.41	0.8	0.0
G	75-E123-0	手稻区	E	643	前田6号線	659	前田22号線	654	前田8号線	0.07	0.1	0.0
G	75-E124-0	手稻区	E	2881	稻積84号線	3093	稻積中央通線	659	前田22号線	0.39	0.8	0.0
G	75-E125-0	手稻区	E	3922	金山77号線	60	滝見町線	62	鉱山通線	0.35	0.7	0.0
G	75-E126-0	手稻区	E	3912	金山67号線	60	滝見町線		国道5号	0.56	1.1	0.0
G	75-E127-0	手稻区	E	62	鉱山通線	60	滝見町線		国道5号	0.71	1.0	0.0
G	75-E128-0	手稻区	E	15	樽川線	68	稻山線	110	曙線	0.61	1.2	0.0
G	75-E129-0	手稻区	E	1942	前田北横1号線	781	前田宅造18号線	264	曙支線	0.49	1.0	0.0
G	75-E130-0	手稻区	E	4474	手稻山口区画整理1号線	110	曙線	16	曲長線	1.08	2.2	0.0
G	70-E131-0	西区	E	39	平福線	4299	平和3条7丁目6号線	82	主要道々西野真駒内清田線	1.25	2.5	0.0
G	75-E135-0	手稻区	E	4166	星置143号線	17	星置線		ほしみ駅	0.70	1.4	0.0
G	75-E136-0	手稻区	E	2872	前田101号線	2873	前田102号線	2869	前田98号線	0.17	0.3	0.0
G	75-E137-0	手稻区	E	329	星置東3号線	64	星置2号線	17	星置線	0.50	1.0	0.0
G	75-E138-0	手稻区	E	275	星置東1号線	64	星置2号線	17	星置線	0.51	1.0	0.0
G	75-E139-0	手稻区	E	4120	星の里2号線	63	星置3号線	17	星置線	0.98	2.0	0.0
G	75-E142-0	手稻区	E	1855	星置18号線	63	星置3号線	64	星置2号線	0.47	0.9	0.0
G	75-E143-0	手稻区	E	3645	はまなす通り線	3592	星置75号線	3531	稻穂133号線	0.55	1.1	0.0
G	75-E144-0	手稻区	E	3592	星置75号線	251	稻穂鉄北線	3598	星置81号線	0.33	0.7	0.0
G	75-E145-0	手稻区	E	3591	星置74号線	3598	星置81号線	251	稻穂鉄北線	0.20	0.4	0.0
G	75-E146-0	手稻区	E	3675	星置94号線	3546	土功排水沿2号線	251	稻穂鉄北線	0.15	0.3	0.0
G	75-E147-0	手稻区	E	251	稻穂鉄北線	3906	星置1条1丁目1号線	110	曙線	2.13	4.3	0.0
G	75-E148-0	手稻区	E	224	前田東5線	4255	鉄工団地通線	96	大井線	0.27	0.5	0.0
G	75-E149-0	手稻区	E	1936	山口3号線	1038	山口宅造22号線	15	樽川線	0.21	0.4	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-E150-0	手稻区	E	4310	西宮の沢区画整理18号線	4316	西宮の沢区画整理24号線	9603	鉄道添線	0.49	1.0	0.0
G	75-E151-0	手稻区	E	487	富丘宅造5号線	9603	鉄道添線	4098	富丘北本通線	0.46	0.9	0.0
G	75-E152-0	手稻区	E	870	富丘宅造13号線	25	手稻本通線	9603	鉄道添線	0.29	0.6	0.0
G	75-E153-0	手稻区	E	2943	前田北51号線	2267	前田北38号線	3984	前田西区画整理12号線	0.24	0.5	0.0
G	75-E154-0	手稻区	E	228	曙2号線	15	樽川線	110	曙線	0.48	1.0	0.0
G	75-E155-0	手稻区	E	2584	曙82号線	68	稻山線	110	曙線	0.38	0.8	0.0
G	75-E156-0	手稻区	E	274	山口市営住宅10号線	264	曙支線	4236	山口東団地6号線	0.40	0.8	0.0
G	75-E157-0	手稻区	E	11	大滝線		国道5号	1673	宮の沢20号線	0.71	1.4	0.0
G	75-E158-0	手稻区	E	4231	山口東団地1号線	264	曙支線	268	山口市営住宅4号線	0.62	1.2	0.0
G	75-E159-0	手稻区	E	1673	宮の沢20号線	11	大滝線	128	主要道々札幌北広島環状線	0.29	0.6	0.0
G	75-E161-0	手稻区	E	298	山口宅造5号線	68	稻山線	110	曙線	0.33	0.7	0.0
G	75-E162-0	手稻区	E	1038	山口宅造22号線	110	曙線	264	曙支線	0.36	0.7	0.0
G	75-E163-0	手稻区	E	15	樽川線	110	曙線	264	曙支線	0.48	0.5	0.0
G	75-E164-0	手稻区	E	26	稻穂線		国道5号		国道5号	1.22	2.4	0.0
G	75-E165-0	手稻区	E	2891	稻積94号線	452	一般道々下手稻札幌線	1129	稻積7号線	0.74	1.5	0.0
G	75-E166-0	手稻区	E	94	竹田前線	659	前田22号線	44	主要道々石狩手稻線	0.40	0.8	0.0
G	75-E167-0	手稻区	E	25	手稻本通線		国道5号	325	手稻本町宅造1号線	0.57	1.1	0.0
G	75-E168-0	手稻区	E	1911	曙71号線	68	稻山線	1904	曙64号線	0.30	0.6	0.0
G	75-E169-0	手稻区	E	1908	曙68号線	68	稻山線	1904	曙64号線	0.34	0.7	0.0
G	75-E170-0	手稻区	E	64	星置2号線	3735	手稻北小通線	330	星置本線	0.22	0.4	0.0
G	75-E171-0	手稻区	E	2267	前田北38号線	68	稻山線	2262	前田北33号線	0.88	1.8	0.0
G	75-E172-0	手稻区	E	2600	稻積59号線	659	前田22号線	2598	稻積57号線	0.19	0.4	0.0
G	75-E173-0	手稻区	E	2883	稻積第86号線	2598	稻積57号線	3093	稻積中央通線	0.19	0.4	0.0
G	75-E174-0	手稻区	E	57	弥彦通線	25	手稻本通線		国道5号	0.33	0.7	0.0
G	75-E175-0	手稻区	E	3598	星置81号線	251	稻穂鉄北線	3591	星置74号線	0.09	0.2	0.0
G	75-E177-0	手稻区	E	4042	前田西区画整理25号線	3973	前田西区画整理1号線	3991	前田西区画整理19号線	0.27	0.5	0.0
G	75-E178-0	手稻区	E	3130	稻積140号線	3133	稻積143号線	3234	稻積156号線	0.23	0.5	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-E179-0	手稻区	E	3420	宮の沢162号線	2539	新桜井線	4310	西宮の沢区画整理18号線	0.31	0.6	0.0
G	75-E180-0	手稻区	E	51	桜井線	4316	西宮の沢区画整理24号線	3420	宮の沢162号線	0.33	0.7	0.0
G	75-E183-0	手稻区	E	283	富丘宮の沢旧道線		国道5号		国道5号	0.35	0.7	0.0
G	70-E201-0	西区	E	1138	二十四軒第4号線	1065	二十四軒第1横線	1067	二十四軒第3横線	0.55	1.1	0.0
G	75-E202-0	手稻区	E	52	光風館線		国道5号		札樽自動車道	0.54	1.1	0.0
G	75-E203-0	手稻区	E	637	富丘宅造9号線		国道5号	1665	富丘宅造19号線	0.41	0.8	0.0
G	75-E204-0	手稻区	E	2693	富丘高台11号線	1665	富丘宅造19号線	2694	富丘宅造12号線	0.14	0.3	0.0
G	70-E207-0	西区	E	235	茨木東3号線	124	主要道々宮の沢北一条線	3116	二十四軒手稻通線	0.35	0.7	0.0
G	70-E208-0	西区	E	236	宮丘小学校通西線	9605	追分川沿線	10	宮沢線	0.55	0.9	0.0
G	75-E209-0	手稻区	E	1093	稻積第6号線	3094	稻積129号線	128	主要道々札幌北広島環状線	1.11	2.2	0.0
G	70-E210-0	西区	E	3189	西野2条7丁目2号線	7	広島線	282	西野宅造8号線	0.08	0.2	0.0
G	75-E210-0	手稻区	E	3586	前田北64号線	3685	稻積前田連絡線	3581	前田北59号線	0.40	0.8	0.0
G	70-E211-0	西区	E	282	西野宅造8号線	3189	西野2条7丁目2号線	46	手稻学田通線	0.10	0.2	0.0
G	75-E211-0	手稻区	E	3581	前田北59号線	44	主要道々石狩手稻線	2267	前田北38号線	0.47	0.9	0.0
G	70-E212-0	西区	E	281	西野宅造7号線	9902	主要市道南19条宮の沢線	82	主要道々西野真駒内清田線	0.31	0.6	0.0
G	75-E212-0	手稻区	E	301	山口宅造1号線	15	樽川線	68	稻山線	0.42	0.8	0.0
G	75-E213-0	手稻区	E	3327	山口13号線	3325	山口11号線	3325	山口11号線	0.55	1.1	0.0
G	70-E213-0	西区	E	858	西野宅造192号線	524	西野宅造79号線	6	学田三号線	0.45	0.9	0.0
G	75-E214-0	手稻区	E	3326	山口12号線	3325	山口11号線	16	曲長線	0.39	0.8	0.0
G	70-E214-0	西区	E	524	西野宅造79号線	91	西野中通線	7	広島線	0.34	0.7	0.0
G	75-E215-0	手稻区	E	616	金山18号線	625	金山27号線	60	滝見町線	0.55	1.1	0.0
G	70-E215-0	西区	E	2566	西野7条5丁目2号線	2568	西野7条5丁目4号線	91	西野中通線	0.16	0.3	0.0
G	75-E216-0	手稻区	E	415	星置北1号線	82	星置東線	329	星置東3号線	0.44	0.9	0.0
G	70-E216-0	西区	E	312	西野7・8条1・2丁目線	861	左股川沿5号線	382	西野宅造44号線	0.30	0.6	0.0
G	70-E217-0	西区	E	3003	西野7条2丁目線	382	西野宅造44号線	82	主要道々西野真駒内清田線	0.27	0.5	0.0
G	75-E217-0	手稻区	E	221	稻積10号線	128	主要道々札幌北広島環状線	2051	稻積21号線	0.91	1.8	0.0
G	75-E218-0	手稻区	E	35	星置1号線	82	星置東線	17	星置線	0.49	1.0	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名稱	起点番号	起点路線名稱	終点番号	終点路線名稱	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	70-E218-0	西区	E	584	西野宅造138号線	242	西野10条中通線	9	広島2号線	0.18	0.4	0.0
G	70-E219-0	西区	E	242	西野10条中通線	584	西野宅造138号線	7	広島線	0.16	0.3	0.0
G	75-E219-0	手稻区	E	1855	星置18号線	35	星置1号線	64	星置2号線	0.42	0.8	0.0
G	70-E221-0	西区	E	2634	西野1条8丁目4号線	46	手稻学田通線	2635	西野1条8丁目5号線	0.13	0.3	0.0
G	75-E221-0	手稻区	E	919	星置6号線	64	星置2号線	35	星置1号線	0.41	0.8	0.0
G	70-E222-0	西区	E	148	38号線	47	正路線		国道5号	0.30	0.6	0.0
G	75-E226-0	手稻区	E	360	稻積南1号線	4255	鉄工団地通線	361	稻積南2号線	0.30	0.6	0.0
G	75-E227-0	手稻区	E	2439	稻積51号線	361	稻積南2号線	729	稻積南3号線	0.08	0.2	0.0
G	75-E228-0	手稻区	E	730	稻積南4号線	729	稻積南3号線	221	稻積10号線	0.10	0.2	0.0
G	70-E228-0	西区	E	515	西野宅造70号線	532	西野宅造87号線	6	学田三号線	0.79	1.6	0.0
G	75-E229-0	手稻区	E	3027	稻積121号線	221	稻積10号線	452	一般道々下手稻札幌線	0.37	0.7	0.0
G	75-E230-0	手稻区	E	2435	稻積47号線	1090	稻積第3号線	452	一般道々下手稻札幌線	0.67	1.3	0.0
G	75-E231-0	手稻区	E	226	稻積11号線	452	一般道々下手稻札幌線		旧中の川	0.35	0.7	0.0
G	70-E231-0	西区	E	501	西野宅造56号線	7	広島線	307	西野宅造14号線	0.19	0.4	0.0
G	75-E232-0	手稻区	E	220	稻積9号線	3027	稻積121号線	2044	稻積14号線	0.73	1.5	0.0
G	70-E232-0	西区	E	738	西野宅造167号線	307	西野宅造14号線	281	西野宅造7号線	0.20	0.4	0.0
G	75-E233-0	手稻区	E	248	稻積13号線	3027	稻積121号線	2046	稻積16号線	0.66	1.3	0.0
G	70-E233-0	西区	E	307	西野宅造14号線	6	学田三号線	501	西野宅造56号線	0.39	0.8	0.0
G	70-E234-0	西区	E	341	西野宅造33号線	7	広島線	44	吉田線	0.37	0.7	0.0
G	75-E234-0	手稻区	E	729	稻積南4号線	730	稻積南4号線	2053	稻積23号線	0.45	0.9	0.0
G	75-E235-0	手稻区	E	222	前田東3線	96	大井線	4191	前田1・2条3丁目1号線	0.39	0.8	0.0
G	70-E235-0	西区	E	43	西野スキー線	7	広島線	44	吉田線	0.37	0.7	0.0
G	75-E236-0	手稻区	E	223	前田東4線	360	稻積南1号線	4191	前田1・2条3丁目1号線	0.71	1.4	0.0
G	70-E236-0	西区	E	382	西野宅造44号線		地先	82	主要道々西野真駒内清田線	0.21	0.4	0.0
G	70-E237-0	西区	E	310	西野宅造16号線	313	西野宅造19号線	82	主要道々西野真駒内清田線	0.30	0.6	0.0
G	75-E237-0	手稻区	E	225	前田東横線	224	前田東5号線	2949	前田3条3丁目6号線	0.38	0.8	0.0
G	75-E238-0	手稻区	E	683	富丘オリンピア2号線		国道5号	684	富丘オリンピア3号線	0.27	0.5	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-E239-0	手稻区	E	689	富丘オリンピア8号線	684	富丘オリンピア3号線	3247	富丘2条3丁目線	0.31	0.6	0.0
G	70-E239-0	西区	E	554	西野8条4丁目2号線	562	西野宅造119号線	262	昭和1号線	0.31	0.6	0.0
G	75-E240-0	手稻区	E	2703	稲積72号線	1089	稲積第2号線	3094	稲積129号線	0.38	0.8	0.0
G	75-E242-0	手稻区	E	2905	稲積108号線	1089	稲積第2号線	3094	稲積129号線	0.40	0.8	0.0
G	70-E242-0	西区	E	562	西野宅造119号線	554	西野8条4丁目2号線	3	右股線	0.13	0.3	0.0
G	70-E243-0	西区	E	760	西野8条6丁目線	754	西野8・9条5丁目線	749	西野8・9条6丁目線	0.17	0.3	0.0
G	75-E243-0	手稻区	E	2294	稲積36号線	1129	稲積7号線	1093	稲積第6号線	0.34	0.7	0.0
G	75-E244-0	手稻区	E	2170	稲積24号線	1093	稲積第6号線	452	一般道々手下手稻札幌線	0.36	0.7	0.0
G	70-E244-0	西区	E	2515	西野8条5丁目線	398	右股西支線	754	西野8・9条5丁目線	0.12	0.2	0.0
G	70-E245-0	西区	E	395	西野右股中央7号線	3	右股線	398	右股西支線	0.04	0.1	0.0
G	75-E246-0	手稻区	E	371	山口東6号線	15	樽川線	298	山口宅造5号線	0.24	0.5	0.0
G	75-E247-0	手稻区	E	447	山口宅造8号線	449	山口宅造10号線	110	曙線	0.22	0.4	0.0
G	75-E250-0	手稻区	E	16	曲長線	253	土功排水沿線		札幌運転免許試験場	0.46	0.5	0.0
G	75-E251-0	手稻区	E	4069	新発寒5条2丁目6号線	4035	新発寒5条2丁目4号線	1093	稲積第6号線	0.23	0.5	0.0
G	70-E255-0	西区	E	263	平和中央線	41	平和2号線	4	左右間線	1.39	2.4	0.0
G	70-E259-0	西区	E	2832	宮の沢86号線	124	主要道々宮の沢北一条線	3116	二十四軒手稻通線	0.35	0.7	0.0
G	75-E501-1	手稻区	E	128	主要道々札幌北広島環状線		国道5号	9603	鉄道添線		4.1	0.0
G	75-E501-2	手稻区	E	128	主要道々札幌北広島環状線	4255	鉄工団地通線		新川		6.9	0.0
G	75-E502-0	手稻区	E	4255	鉄工団地通線	128	主要道々札幌北広島環状線	224	前田東5号線	0.48	1.0	0.0
G	75-E503-0	手稻区	E	4207	前田140号線	4044	大学西通線	442	前田宅造2号線	0.40	0.8	0.0
G	75-E504-0	手稻区	E	4209	前田10条20丁目9号線	2583	前田北47号線	15	樽川線	0.51	1.0	0.0
G	75-E505-0	手稻区	E	2869	前田98号線	34	稲積線	3093	稲積中央通線	0.36	0.7	0.0
G	75-E506-0	手稻区	E	18	砂山線	125	主要道々前田新川線	19	前田3線	1.15	2.3	0.0
G	75-E507-0	手稻区	E	58	高台線	31	梅林線	384	手稻山麓西線	0.47	0.9	0.0
G	75-E508-0	手稻区	E	58	高台線	54	鉄道官舎線	31	梅林線	0.44	0.9	0.0
G	75-E509-0	手稻区	E	58	高台線	30	富丘円山線	54	鉄道官舎線	0.40	0.8	0.0
G	75-E511-0	手稻区	E	65	前田2線	9621	新川公園通線	44	主要道々石狩手稻線	0.63	1.3	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名稱	起点番号	起点路線名稱	終点番号	終点路線名稱	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-E512-0	手稻区 E	4353	前田10条11丁目1号線	44	主要道々石狩手稻線	2267	前田北38号線	0.48	1.0	0.0	
G	75-E513-0	手稻区 E		大井線（側道）					0.57	1.1	0.0	
G	75-E514-0	手稻区 E		大井線（側道）					0.68	1.4	0.0	
G	75-E515-0	手稻区 E	3091	稻積127号線	3093	稻積中央通線	224	前田東5号線	0.13	0.3	0.0	
G	75-E516-0	手稻区 E	224	前田東5線	3091	稻積127号線	96	大井線	0.97	1.9	0.0	
G	75-F1-0	手稻区 F	17	星置線（側道）	17	星置線（本線）	17	星置線（本線）		1.3	0.0	
G	75-F2-0	手稻区 F	76	稻穂3号線		国道5号	58	高台線	0.21	0.4	0.0	
G	75-F3-0	手稻区 F	4079	新発寒2条2丁目1号線	1090	稻積第3号線	3131	稻積141号線	0.18	0.4	0.0	
G	75-F4-0	手稻区 F	1090	稻積第3号線	4079	新発寒2条2丁目1号線	2434	稻積46号線	0.41	0.8	0.0	
G	70-F4-0	西区 F	1139	二十四軒第5号線	1065	二十四軒第1横線	1066	二十四軒第2横線	0.42	0.8	0.0	
G	75-F5-0	手稻区 F	2197	前田東16号線	3685	稻積前田連絡線	2204	前田東横6号線	0.40	0.8	0.0	
G	75-F6-0	手稻区 F	259	手稻工業団地6号線	251	稻穂鉄北線	4028	曙2条5丁目15号線	0.23	0.5	0.0	
G	75-F7-0	手稻区 F	4018	曙2条5丁目5号線	251	稻穂鉄北線	4028	曙2条5丁目15号線	0.22	0.4	0.0	
G	75-F8-0	手稻区 F	4119	星の里1号線	1855	星置18号線	3959	星置121号線	0.49	1.0	0.0	
G	75-F9-0	手稻区 F	4238	星置144号線	17	星置線	4167	星置西通線	0.27	0.5	0.0	
G	75-F10-0	手稻区 F	4167	星置西通線	4166	星置143号線	4165	星置142号線	0.41	0.8	0.0	
G	75-F11-0	手稻区 F	4234	山口東団地4号線	4233	山口東団地3号線	4236	山口東団地6号線	0.75	1.5	0.0	
G	75-F12-0	手稻区 F	4235	山口東団地5号線	4234	山口東団地4号線	4232	山口東団地2号線	0.17	0.3	0.0	
G	75-F14-0	手稻区 F	924	星置11号線	922	星置22号線	2462	星置40号線	0.20	0.4	0.0	
G	75-F15-0	手稻区 F	2174	稻積28号線	2178	稻積32号線	4367	新発寒6条2丁目1号線	0.14	0.3	0.0	
G	75-F16-0	手稻区 F	4367	新発寒6条2丁目1号線	1129	稻積7号線	1093	稻積第6号線	0.34	0.7	0.0	
G	75-F17-0	手稻区 F	3735	手稻北小通線	63	星置3号線	64	星置2号線	0.46	0.5	0.0	
G	75-F18-0	手稻区 F	4131	新陵東小学校線	3356	稻積176号線	1089	稻積第2号線	0.12	0.2	0.0	
G	75-F19-0	手稻区 F	3356	稻積176号線	1093	稻積第6号線	452	一般道々下手稻札幌線	0.41	0.8	0.0	
G	75-F20-0	手稻区 F	4435	新発寒6条2丁目4号線	1129	稻積7号線	2174	稻積28号線	0.17	0.3	0.0	
G	75-F21-0	手稻区 F	2465	星置43号線	1855	星置18号線	2462	星置40号線	0.07	0.1	0.0	
G	75-F22-0	手稻区 F	37	駅前線	380	手稻駅斜縦線	25	手稻本通線	0.16	0.3	0.0	

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-F23-0	手稻区	F	227	曙3号線	284	手稻稻山連絡線	15	樽川線	0.53	1.1	0.0
G	75-F24-0	手稻区	F	2462	星置40号線	64	星置2号線	2466	星置44号線	0.37	0.7	0.0
G	75-F25-0	手稻区	F	24	手稻市街中通線	37	駅前線	44	主要道々石狩手稻線	0.13	0.3	0.0
G	75-F26-0	手稻区	F	2126	追分西4号線	95	追分西線	2130	追分西8号線	0.16	0.3	0.0
G	75-F27-0	手稻区	F	2130	追分西8号線	2126	追分西4号線	2123	追分西1号線	0.13	0.3	0.0
G	75-F28-0	手稻区	F	2123	追分西1号線	2130	追分西8号線	95	追分西線	0.19	0.4	0.0
G	75-F29-0	手稻区	F	2875	前田104号線	224	前田東5線	2873	前田102号線	0.58	1.2	0.0
G	75-F30-0	手稻区	F	2873	前田102号線	34	稻積線	2875	前田104号線	0.22	0.4	0.0
G	70-F31-0	西区	F	1604	札幌西小学校横線	1086	発寒第11号線	12	岡崎線	0.32	0.6	0.0
G	75-F31-0	手稻区	F	3078	前田119号線	34	稻積線	2875	前田104号線	0.22	0.4	0.0
G	70-F32-0	西区	F	1166	発寒第17号線	1083	発寒第7号線	1086	発寒第11号線	0.19	0.4	0.0
G	75-F32-0	手稻区	F	88	役場前線	9905	主要市道手稻イタ-線	30	富丘円山線	0.79	1.6	0.0
G	75-F33-0	手稻区	F	54	鉄道官舎線	4376	富丘西区画整理28号線		国道5号	0.61	1.2	0.0
G	75-F34-0	手稻区	F	4234	山口東団地4号線	421	山口市営住宅11号線	4231	山口東団地1号線	0.28	0.6	0.0
G	70-F34-0	西区	F	2619	発寒71号線	230	元市町界線	1086	発寒第11号線	0.27	0.5	0.0
G	75-F35-0	手稻区	F	267	山口市営住宅3号線	421	山口市営住宅11号線	274	山口市営住宅10号線	0.13	0.3	0.0
G	70-F35-0	西区	F	234	茨木東2号線		国道5号	230	元市町界線	0.31	0.6	0.0
G	70-F36-0	西区	F	1346	東発寒17号線	1085	発寒第9号線	1061	札幌軽川間線	0.18	0.4	0.0
G	75-F36-0	手稻区	F	713	曙20号線	229	曙1号南線	15	樽川線	0.33	0.7	0.0
G	75-F37-0	手稻区	F	323	稻穂12号線	253	土功排水沿線	97	曙1号線	0.19	0.4	0.0
G	70-F37-0	西区	F	1082	発寒第5号線	1080	発寒墓地線	1081	発寒第6号線	0.30	0.6	0.0
G	75-F38-0	手稻区	F	3279	稻穂127号線		国道5号	26	稻穂線	0.14	0.3	0.0
G	70-F38-0	西区	F	1133	発寒第14号線	2999	北発寒支線	1061	札幌軽川間線	0.25	0.5	0.0
G	75-F39-0	手稻区	F	4011	稻穂3条3・4丁目1号線	58	高台線		国道5号	0.22	0.4	0.0
G	70-F39-0	西区	F	157	49号線	13	発寒線	173	66号線	0.96	1.9	0.0
G	70-F40-0	西区	F	48	西野中央2号線	47	正路線		国道5号	0.29	0.6	0.0
G	75-F40-0	手稻区	F	3916	金山71号線	62	鉱山通線	3910	金山65号線	0.24	0.5	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-F41-0	手稻区	F	3744	星置104号線	64	星置2号線	63	星置3号線	0.48	1.0	0.0
G	70-F41-0	西区	F	193	91号線	47	正路線		国道5号	0.27	0.5	0.0
G	70-F42-0	西区	F	46	手稻学田通線	47	正路線		国道5号	0.28	0.6	0.0
G	75-F42-0	手稻区	F	4236	山口東団地6号線	4231	山口東団地1号線	421	山口市営住宅11号線	0.28	0.6	0.0
G	75-F43-0	手稻区	F	4233	山口東団地3号線	4234	山口東団地4号線	4231	山口東団地1号線	0.23	0.5	0.0
G	70-F43-0	西区	F	194	92号線	192	90号線	82	主要道々西野真駒内清田線	0.64	1.3	0.0
G	75-F44-0	手稻区	F	4234	山口東団地4号線	4231	山口東団地1号線	4233	山口東団地3号線	0.21	0.4	0.0
G	70-F44-0	西区	F	46	手稻学田通線	82	主要道々西野真駒内清田線	9902	主要市道南19条宮の沢線	0.27	0.5	0.0
G	75-F45-0	手稻区	F	1905	曙65号線	1904	曙64号線	227	曙3号線	0.15	0.3	0.0
G	70-F45-0	西区	F	875	西野宅造198号線	7	広島線	46	手稻学田通線	0.19	0.4	0.0
G	75-F46-0	手稻区	F	4445	手稻山口1号線	3531	稻穂133号線	3531	稻穂133号線	0.59	1.2	0.0
G	70-F46-0	西区	F	45	若松線	1976	西野40号線	48	西野中央2号線	0.65	1.3	0.0
G	75-F47-0	手稻区	F	1045	前田宅造23号線	2978	樽川通線	15	樽川線	0.19	0.4	0.0
G	70-F47-0	西区	F	6	学田三号線	1975	西野39号線	82	主要道々西野真駒内清田線	0.35	0.7	0.0
G	70-F48-0	西区	F	313	西野宅造19号線	3624	西野7・8条1丁目1号線	681	西野宅造15号支線	0.28	0.6	0.0
G	75-F48-0	手稻区	F	365	曙6号線	15	樽川線	3741	下手稻通線	0.49	1.0	0.0
G	75-F49-0	手稻区	F	2869	前田98号線	3093	稻積中央通線	2880	稻積83号線	0.20	0.4	0.0
G	70-F49-0	西区	F	983	手稻福井16号線	986	手稻福井19号線	968	手稻福井1号線	0.75	1.5	0.0
G	70-F50-0	西区	F	973	手稻福井6号線	2396	手稻福井54号線	82	主要道々西野真駒内清田線	0.51	1.0	0.0
G	75-F50-0	手稻区	F	4277	新発寒7条11丁目6号線	3530	稻積200号線	4275	新発寒7条11丁目4号線	0.18	0.4	0.0
G	75-F51-0	手稻区	F	3522	稻積192号線	3530	稻積200号線	2809	稻積80号線	0.48	1.0	0.0
G	70-F51-0	西区	F	975	手稻福井8号線	985	手稻福井18号線	82	主要道々西野真駒内清田線	0.20	0.4	0.0
G	70-F52-0	西区	F	986	手稻福井19号線	999	手稻福井32号線	82	主要道々西野真駒内清田線	0.28	0.6	0.0
G	75-F52-0	手稻区	F	3529	稻積199号線	1129	稻積7号線	3522	稻積192号線	0.11	0.2	0.0
G	70-F53-0	西区	F	998	手稻福井31号線	991	手稻福井24号線	986	手稻福井19号線	0.25	0.5	0.0
G	75-F53-0	手稻区	F	3290	稻積169号線	3522	稻積192号線	2171	稻積25号線	0.34	0.7	0.0
G	70-F54-0	西区	F	990	手稻福井23号線	998	手稻福井31号線	82	主要道々西野真駒内清田線	0.25	0.5	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	70-F55-0	西区	F	9572	小別沢線		地先	82	主要道々西野真駒内清田線	1.10	1.2	0.0
G	75-F55-0	手稻区	F	3026	稻積120号線	4147	新発寒7条3丁目3号線	2708	稻積77号線	0.60	1.2	0.0
G	70-F56-0	西区	F	602	手稻福井宅造6号線	1051	手稻福井1号線	1721	手稻福井44号線	0.33	0.7	0.0
G	75-F56-0	手稻区	F	3017	稻積111号線	3026	稻積120号線	1129	稻積7号線	0.22	0.4	0.0
G	75-F57-0	手稻区	F	3412	稻積183号線	3026	稻積120号線	1129	稻積7号線	0.22	0.4	0.0
G	70-F57-0	西区	F	600	手稻福井宅造4号線	82	主要道々西野真駒内清田線	601	手稻福井宅造5号線	0.24	0.5	0.0
G	75-F58-0	手稻区	F	4366	ほしみ駅通線		ほしみ駅		国道5号	0.29	0.6	0.0
G	70-F58-0	西区	F	1891	西野宅造249号線	4	左右間線	1885	西野宅造243号線	0.16	0.3	0.0
G	75-F59-0	手稻区	F	676	曙14号線	675	曙13号線	365	曙6号線	0.18	0.4	0.0
G	70-F59-0	西区	F	1890	西野宅造248号線	4	左右間線	1885	西野宅造243号線	0.20	0.4	0.0
G	70-F60-0	西区	F	1985	平和5号線	1885	西野宅造243号線	864	西野宅造197号線	0.15	0.3	0.0
G	75-F60-0	手稻区	F	675	曙13号線	676	曙14号線	110	曙線	0.13	0.3	0.0
G	75-F61-0	手稻区	F	2328	曙西18号線	447	山口宅造8号線	710	曙西14号線	0.29	0.6	0.0
G	70-F61-0	西区	F	862	西野宅造195号線	82	主要道々西野真駒内清田線	1987	平和7号線	0.48	1.0	0.0
G	70-F62-0	西区	F	706	平和4号線	263	平和中央線	3	右股線	0.33	0.7	0.0
G	75-F62-0	手稻区	F	866	山口宅造16号線	449	山口宅造10号線	110	曙線	0.23	0.5	0.0
G	70-F63-0	西区	F	42	平和49号線	263	平和中央線	3	右股線	0.27	0.5	0.0
G	75-F63-0	手稻区	F	671	曙5条3丁目1号線	710	曙西14号線	253	土功排水沿線	0.40	0.8	0.0
G	70-F64-0	西区	F	41	平和2号線	4013	平和区画整理1号線	3	右股線	0.42	0.8	0.0
G	75-F64-0	手稻区	F	1870	稻穂72号線		国道5号	58	高台線	0.16	0.3	0.0
G	70-F65-0	西区	F	263	平和中央線	40	平和1号線	41	平和2号線	0.33	0.7	0.0
G	75-F65-0	手稻区	F	473	稻穂24号線	476	稻穂27号線	26	稻穂線	0.19	0.4	0.0
G	75-F66-0	手稻区	F	3888	稻穂1条6丁目2号線	3558	稻穂鉄道沿線	2972	稻穂117号線	0.21	0.4	0.0
G	75-F67-0	手稻区	F	61	栄町通線	2031	金山37号線	60	滝見町線	0.25	0.5	0.0
G	70-F67-0	西区	F	2389	西野69号線	2641	西野11条9丁目2号線	955	西野74号線	0.26	0.5	0.0
G	70-F68-0	西区	F	2641	西野11条9丁目2号線	2389	西野69号線	2759	西野11条9丁目3号線	0.20	0.4	0.0
G	75-F68-0	手稻区	F	3377	金山54号線	2031	金山37号線	1861	稻穂63号線	0.21	0.4	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	70-F69-0	西区	F	955	西野74号線	7	広島線	949	西野宅造213号線	0.26	0.5	0.0
G	75-F69-0	手稻区	F	1861	稻穂63号線	58	高台線	1864	稻穂66号線	0.26	0.5	0.0
G	75-F70-0	手稻区	F	429	金山4号線	430	金山5号線	440	金山15号線	0.31	0.6	0.0
G	70-F70-0	西区	F	2766	西野11条9丁目9号線	949	西野宅造213号線	3006	西野10条9丁目2号線	0.17	0.3	0.0
G	70-F71-0	西区	F	1982	西野46号線	2766	西野11条9丁目9号線	242	西野10条中通線	0.17	0.3	0.0
G	75-F71-0	手稻区	F	440	金山15号線	429	金山4号線	427	金山2号線	0.12	0.2	0.0
G	75-F72-0	手稻区	F	430	金山5号線	429	金山4号線	427	金山2号線	0.16	0.3	0.0
G	70-F72-0	西区	F	242	西野10条中通線	7	広島線	1982	西野46号線	0.42	0.8	0.0
G	70-F73-0	西区	F	240	西野宅造2号線	7	広島線	44	吉田線	0.37	0.7	0.0
G	75-F73-0	手稻区	F	427	金山2号線	440	金山15号線		国道5号	0.46	0.9	0.0
G	70-F74-0	西区	F	355	西野西5号線	240	西野宅造2号線	341	西野宅造33号線	0.27	0.5	0.0
G	75-F74-0	手稻区	F	673	曙西13号線	664	曙西4号線	667	曙西7号線	0.14	0.3	0.0
G	70-F75-0	西区	F	899	西野西19号線	7	広島線	44	吉田線	0.37	0.7	0.0
G	75-F75-0	手稻区	F	3349	富丘3条1丁目1号線	283	富丘宮の沢旧道線	9604	宮の沢高台線	0.30	0.6	0.0
G	75-F76-0	手稻区	F	3174	富丘高台34号線		国道5号	359	富丘高台3号線	0.41	0.8	0.0
G	70-F76-0	西区	F	44	吉田線	240	西野宅造2号線	4032	西野6条10丁目10号線	0.81	1.6	0.0
G	70-F77-0	西区	F	238	配水池線	44	吉田線	3205	西野6・7条10丁目2号線	0.25	0.5	0.0
G	75-F77-0	手稻区	F	665	曙西5号線	3065	曙5条3丁目2号線	110	曙線	0.33	0.7	0.0
G	70-F78-0	西区	F	4032	西野6条10丁目10号線	496	西野宅造51号線	4030	西野5・6条10丁目1号線	0.34	0.7	0.0
G	75-F78-0	手稻区	F	359	富丘高台3号線	637	富丘宅造9号線	30	富丘円山線	0.66	1.3	0.0
G	70-F79-0	西区	F	2150	西野52号線	341	西野宅造33号線	6	学田三号線	0.37	0.7	0.0
G	75-F79-0	手稻区	F	3388	星置67号線	17	星置線	3383	星置62号線	0.11	0.2	0.0
G	75-F80-0	手稻区	F	3383	星置62号線	3389	星置68号線	4166	星置143号線	0.33	0.7	0.0
G	75-F81-0	手稻区	F	83	星置西線	17	星置線	4253	星置157号線	0.27	0.5	0.0
G	70-F81-0	西区	F	91	西野中通線	520	西野宅造75号線	8	広島1号線	0.46	0.9	0.0
G	75-F82-0	手稻区	F	3959	星置121号線	63	星置3号線	3965	星置127号線	0.30	0.6	0.0
G	70-F82-0	西区	F	36	町有林線	236	宮丘小学校西線	3110	宮の沢127号線	0.75	0.8	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	75-F83-0	手稲区	F	3965	星置127号線	330	星置本線	3958	星置120号線	0.18	0.4	0.0
G	70-F83-0	西区	F	3110	宮の沢127号線	36	町有林線	3104	宮の沢121号線	0.13	0.3	0.0
G	75-F84-0	手稲区	F	3734	宮の沢180号線	4317	西宮の沢区画整理25号線	9603	鉄道添線	0.70	1.4	0.0
G	70-F84-0	西区	F	3104	宮の沢121号線	3110	宮の沢127号線	2752	宮の沢73号線	0.18	0.4	0.0
G	75-F85-0	手稲区	F	4317	西宮の沢区画整理25号線	4300	西宮の沢区画整理8号線	2539	新桜井線	0.35	0.7	0.0
G	70-F85-0	西区	F	2752	宮の沢73号線	36	町有林線	10	宮沢線	0.38	0.8	0.0
G	70-F86-0	西区	F	125	15号線	2832	宮の沢86号線	177	72号線	0.27	0.5	0.0
G	75-F86-0	手稲区	F	4296	西宮の沢区画整理4号線	1673	宮の沢20号線	9603	鉄道添線	0.53	1.1	0.0
G	75-F87-0	手稲区	F	453	曙8号線	932	前田西13号線	98	前田町有地線	0.25	0.5	0.0
G	70-F87-0	西区	F	949	西野宅造213号線	955	西野74号線	9	広島2号線	0.36	0.7	0.0
G	75-F88-0	手稲区	F	4479	手稲山口区画整理6号線	710	曙西14号線	4474	手稲山口区画整理1号線	0.17	0.3	0.0
G	70-F88-0	西区	F	504	西野5条5丁目5号線	7	広島線	48	西野中央2号線	0.37	0.7	0.0
G	70-F89-0	西区	F	1455	発寒第26号線	1081	発寒第6号線	2230	発寒第49号線	0.31	0.6	0.0
G	75-F89-0	手稲区	F	3662	稻積207号線	1129	稻積7号線	3474	稻積191号線	0.21	0.4	0.0
G	75-F90-0	手稲区	F	3569	稻積204号線	3566	稻積201号線	3567	稻積202号線	0.10	0.2	0.0
G	75-F91-0	手稲区	F	3431	稻積187号線	3357	稻積177号線	3356	稻積176号線	0.04	0.1	0.0
G	75-F92-0	手稲区	F	4035	新発寒5条2丁目4号線	4069	新発寒5条2丁目6号線	4034	新発寒5条2丁目3号線	0.14	0.3	0.0
G	70-F92-0	西区	F	2280	西野5条5丁目3号線	881	西野5条5・6丁目線	6	学田三号線	0.19	0.4	0.0
G	75-F93-0	手稲区	F	2953	発寒第89号線	2714	発寒第75号線	1093	稻積第6号線	0.22	0.4	0.0
G	75-F94-0	手稲区	F	2954	発寒第90号線	128	主要道々札幌北広島環状線	4256	新発寒5条1丁目1号線	0.18	0.4	0.0
G	75-F95-0	手稲区	F	3522	稻積192号線	2809	稻積80号線	3285	稻積164号線	0.20	0.4	0.0
G	75-F96-0	手稲区	F	1901	曙61号線	1001	稻山5号線	1911	曙71号線	0.16	0.3	0.0
G	70-F96-0	西区	F	2720	発寒第79号線	1085	発寒第9号線	1061	札幌軽川間線	0.18	0.4	0.0
G	70-F97-0	西区	F	162	54号線	124	13号線	3116	二十四軒手稲通線	0.28	0.6	0.0
G	70-F98-0	西区	F	181	76号線	1	西野線	190	88号線	0.52	1.0	0.0
G	70-F99-0	西区	F	1850	西野宅造100号線	3195	西野6条3丁目線	91	西野中通線	0.18	0.4	0.0
G	70-F100-0	西区	F	3740	西野7条9丁目2号線	43	西野スキー線	341	西野宅造33号線	0.16	0.3	0.0

工区別路線調書

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
G	70-F101-0	西区	F	585	西野宅造139号線	586	西野宅造140号線	7	広島線	0.14	0.3	0.0
G	70-F102-0	西区	F	2759	西野11条9丁目3号線	2641	西野11条9丁目2号線	2766	西野11条9丁目9号線	0.18	0.4	0.0
G	70-F103-0	西区	F	289	西野宅造11号線	288	西野宅造10号線	82	主要道々西野真駒内清田線	0.16	0.3	0.0
G	70-F104-0	西区	F	1840	西野9条9丁目2号線	240	西野宅造2号線	9	広島2号線	0.41	0.8	0.0
G	70-F105-0	西区	F	2154	西野6条9・10丁目1号線	44	吉田線	7	広島線	0.37	0.7	0.0
G	70-F106-0	西区	F	316	西野宅造25号線	103	平和川添線	3	右股線	0.13	0.3	0.0
G	70-F107-0	西区	F	701	平和宅造6号線	39	平福線	706	平和4号線	0.15	0.3	0.0
G	70-F108-0	西区	F	2163	平和15号線	706	平和4号線	2288	平和17号線	0.12	0.2	0.0
G	70-F119-0	西区	F	1057	山の手第1号線	9902	主要市道南19条宮の沢線	124	主要道々宮の沢北一条線	1.21	2.4	0.0
G	70-F120-0	西区	F	1394	山の手2条線	453	一般道々西野白石線	124	主要道々宮の沢北一条線	0.67	1.3	0.0
G	70-F121-0	西区	F	1165	山の手5号線	9902	主要市道南19条宮の沢線	453	一般道々西野白石線	0.54	1.1	0.0
G	70-F122-0	西区	F	1566	山の手6・7条1号線	453	一般道々西野白石線	124	主要道々宮の沢北一条線	0.69	1.4	0.0
G	70-F123-0	西区	F	555	西野宅造112号線	560	西野宅造117号線	262	昭和1号線	0.20	0.4	0.0
G	70-F124-0	西区	F	389	西野右股中央1号線	555	西野宅造112号線	3	右股線	0.24	0.5	0.0
G	70-F125-0	西区	F	560	西野宅造117号線	555	西野宅造112号線	554	西野8条4丁目2号線	0.11	0.2	0.0
G	70-F126-0	西区	F	2512	西野4条4丁目線	1696	西野4条3・4丁目線	48	西野中央2号線	0.14	0.3	0.0
G	70-F127-0	西区	F	1697	西野24号線	82	主要道々西野真駒内清田線	2512	西野4条4丁目線	0.25	0.5	0.0
G	70-F128-0	西区	F	279	西野宅造6号線	82	主要道々西野真駒内清田線	807	西野北15号線	0.58	1.2	0.0